

西予市地域防災計画

地震災害対策編

令和6年3月



西予市防災会議

【修正履歴】

平成19年	3月	策定	(震災対策編)
平成25年	3月	修正	
平成27年	3月	修正	
令和2年	4月	修正	
令和4年	3月	修正	
令和5年	7月	修正	
令和6年	3月	修正	

目次

地震災害対策編

第1編 総論	1
第1章 計画の主旨	1
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3章 地震発生 の条件	11
第4章 地震防災緊急事業五箇年計画	31
第2編 災害予防対策	32
第1章 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	32
第2章 防災思想・知識の普及	33
第3章 自主防災組織の防災対策	38
第4章 事業者の防災対策	45
第5章 業務継続計画の策定	45
第6章 ボランティアによる防災活動	45
第7章 地震防災訓練の実施	46
第8章 地震災害予防対策	48
第9章 水害予防対策	54
第10章 地盤災害予防対策	55
第11章 孤立地区対策	57
第12章 避難対策	58
第13章 緊急物資等の確保	64
第14章 医療救護体制の確保	64
第15章 防疫・保健衛生活動の確保	65
第16章 廃棄物等の処理	65
第17章 要配慮者の支援対策	66
第18章 広域応援体制の整備	66
第19章 情報通信システムの整備	67
第20章 ライフラインの耐震対策	70
第21章 公共土木施設等の耐震対策等	74
第22章 文化財の耐震対策	80
第23章 危険物施設等の耐震対策	81
第24章 災害復旧・復興への備え	83
第25章 過去の災害を踏まえた対策	86
第26章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	87
第3編 災害応急対策	88
第1章 活動体制	88
第2章 情報活動	100

第3章	広報活動	107
第4章	災害救助法の適用	109
第5章	避難活動	110
第6章	緊急輸送活動	117
第7章	交通応急対策活動	118
第8章	消防活動	123
第9章	水防活動	127
第10章	人命救助活動	128
第11章	死体の捜索・措置・埋葬	130
第12章	緊急物資等の確保・供給	131
第13章	飲料水の確保・供給	131
第14章	医療救護活動	132
第15章	防疫・保健衛生活動	132
第16章	廃棄物等の処理	133
第17章	動物の管理	133
第18章	障害物等の除去	134
第19章	応急住宅対策	134
第20章	被災建築物に対する応急危険度判定等の実施	135
第21章	帰宅困難者への対応	135
第22章	要配慮者に対する支援活動	136
第23章	孤立地区に対する支援活動	136
第24章	応援協力活動	137
第25章	ボランティア等への支援	137
第26章	自衛隊への災害派遣要請	138
第27章	通信施設の確保及び放送事業者の活動	139
第28章	ライフラインの確保	140
第29章	公共土木施設等の確保対策	144
第30章	危険物施設等の安全確保	148
第31章	応急教育活動	149
第32章	社会秩序維持活動	150
第33章	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	151
<hr/>		
第4編	災害復旧・復興対策	160
第1章	災害復旧対策	160
第2章	復興計画	163
第3章	災害復旧資金計画	163
第4章	被災者の生活再建支援	163
第5章	事前復興	164

第1編 総論

第1章 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西予市の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本市における地震防災対策の一層の推進を図る。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- (3) この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。
- (4) この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員の任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

3 計画の構成

地震災害対策編の構成は、次の4編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱、地震被害想定及び地震防災緊急五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、この地震災害対策編によるもののほか、風水害等災害、津波災害、原子力災害に対応するため、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定め、これらの計画を補完するため「資料編」を掲載した。

また、第2編及び第3編では、各章のタイトルの後ろに【】で市内部における当該活動の主な担当を記載している。(災害予防対策においては通常の組織体系での課名等、災害応急対策においては災害対策本部の組織体系による各班を記載)

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこにでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本市全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議においてこれを修正する。

なお、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、変更等がある場合は、速やかに計画修正案を市防災会議に提出する。

6 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)、災害救助法その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理する。

7 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 西予市

- (1) 市地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための施設等の整備
- (8) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）、地理に不慣れな観光客、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒等の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 西予市消防本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部

- (1) 救急、消防防災活動に関すること
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること

3 県

- (1) 県地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震災害対策の促進

- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (8) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- (21) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

4 愛媛県警察本部(西予警察署)

- (1) 警察機関及び防災関係機関等との連携に関すること
- (2) 警察機関及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
- (3) 警察通信の確保及び統制に関すること
- (4) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること
- (5) 緊急交通路の確保に関すること
- (6) 警報の伝達に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について、関係団体に協力を求める措置に関すること
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること
- エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること
- オ 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること
- カ 災害時の食料の供給に関すること
- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること

(2) 大阪管区气象台(松山地方气象台)

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (3) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所、肱川緊急対策河川事務所、肱川ダム統合管理事務所）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (オ) ダム操作や情報等に関する広報や住民周知
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開
 - (エ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (カ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (4) 第六管区海上保安本部（宇和島海上保安部）
- ア 防災訓練に関すること
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること
 - ウ 調査研究に関すること
 - エ 警報等の伝達に関すること
 - オ 情報の収集に関すること
 - カ 海難救助等に関すること
 - キ 緊急輸送に関すること
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - ケ 流出油等の防除に関すること

- コ 海上交通安全の確保に関する事
 - サ 警戒区域の設定に関する事
 - シ 治安の維持に関する事
 - ス 危険物の保安措置に関する事
 - セ 広報に関する事
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関する事
- (5) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
- ア 陸上輸送に関する事
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関する事
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関する事
 - イ 海上輸送に関する事
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関する事
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関する事
- 6 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）
- (1) 被害状況の把握に関する事
 - (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事
 - (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事
 - (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事
 - (5) 人員及び物資の緊急輸送に関する事
 - (6) 給食及び給水、入浴支援等に関する事
 - (7) 危険物の保安及び除去に関する事
- 7 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵政業務の運営の確保に関する事
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事
 - (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関する事
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事
 - (3) 日本放送協会（松山拠点放送局）
 - ア 住民に対する防災知識の普及に関する事
 - イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確迅速な提供による住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事

- ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
- エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
- (4) 西日本高速道路株式会社(四国支社)
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)
 - ア 鉄道施設等の保全に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること
 - エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
- (6) 西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社N T T ドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・テ
ィ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関すること
 - イ 災害時における通信の確保に関すること
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
- (7) 日本通運株式会社(四国支店)、福山通運株式会社(四国福山通運株式会社大洲営業所)、
佐川急便株式会社(宇和営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
 - ア 電力施設等の保全に関すること
 - イ 電力供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (9) K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること

8 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、
株式会社エフエム愛媛、西予C A T V株式会社、株式会社愛媛新聞社
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、ニュース番組等による
住民に対する防災知識の普及に関すること

- イ 地震、津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
- ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業者からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
- 9 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者
- (1) 輸送機関(宇和島自動車株式会社)
- ア 安全輸送の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、直ちに対応しうる体制の整備に関すること
- (2) 土地改良区
- 土地改良施設の整備及び保全に関すること
- (3) 東宇和農業協同組合、西宇和農業協同組合、愛媛県漁業協同組合明浜支所、八幡浜漁業協同組合三瓶支所、西予市森林組合
- ア 共同利用施設等の保全に関すること
 - イ 被災組合員の援護に関すること
 - ウ 食料、生活必需品（以下「緊急物資」という。）、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 西予市商工会
- ア 被災商工業者の援護に関すること
 - イ 緊急物資、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (5) 診療所、医院、歯科医院、病院
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
 - イ 被災時の病人等の受入れ、保護に関すること
 - ウ 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること
- (6) 西予市社会福祉協議会
- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

(7) 社会福祉施設等管理者

- ア 施設利用者等の安全確保に関すること
- イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること

(8) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関

- ア 危険物施設等の保全に関すること
- イ プロパンガス等の供給の確保に関すること

(9) 一般社団法人愛媛県警備業協会

- 災害時の道路交差点等での交通整理支援に関すること

(10) その他

- それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

10 住民・自主防災組織・事業者

(1) 住民

- ア 自助の実践に関すること
- イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること
- ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること

(2) 自主防災組織

- ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
- イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること
- エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

(3) 事業者

- ア 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること
- イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること
- ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること
- エ 災害応急対策の実施に関すること
- オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

〈資料編14-2〉 防災関係機関及び連絡窓口

第3章 地震発生の条件

1 西予市の地質等

(1) 愛媛県の地質

阿波池田から四国中央市、西条市、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷銚緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

(2) 西予市の地質

中期古生代から中生代にかけて生成された秩父帯に位置する。

また、海岸部の小範囲の低地に新生代完新世の未固結堆積物も分布している。未固結堆積物のうち沖積堆積物（砂・礫・泥）は湾頭の低地を埋めて分布し、その後背地の斜面を崖錐物（岩屑）が覆っている。

なお、平地の地質は主に沖積層で形成されており、一般的にその構成層が厚いほど、地震時の震幅を増幅するといわれており、注意が必要である。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

(2) 断層帯の過去の活動

徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千～1千5百

年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15 世紀以後であったと推定され、1 回の活動に伴う右横ずれ量は6～8 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百～1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15 世紀以後、18 世紀以前であったと推定され、1 回の活動に伴う右横ずれ量は2～5 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百～1千3百年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17 世紀以後、19 世紀以前と推定され、1 回の活動に伴う右横ずれ量は2 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百～3千3百年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	讃岐山脈南縁西部	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	石鎚山脈北縁西部	伊予灘
区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間	松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間
長さ	約 82km	約 29km	約 41km	約 88km
断層面	高角度（地表付近）北傾斜 25°（深さ 0.6km 以浅）	高角度（地表付近）	高角度（地表付近）	高角度（深さ 2km 以浅）
最新活動時期	16 世紀以後、17 世紀以前	15 世紀以後	15 世紀以後、18 世紀以前	17 世紀以後、19 世紀以前
再来間隔	約 1,000－1,500 年	約 1,500－1,800 年	約 700－1,300 年	約 2,900－3,300 年
マグニチュード (将来の活動)	8.0 程度 もしくはそれ以上	7.3 程度	7.5 程度	8.0 程度 もしくはそれ以上
ずれの量 (将来の活動)	8m 程度 もしくはそれ以上	3m 程度	4m 程度	8m 程度 もしくはそれ以上

地震後経過率 (T/R)	0.2-0.5	0.4以下	0.2-0.9	0.04-0.1
発生確率 (30年以内)	ほぼ0-0.4%	0.01%以下	ほぼ0-11%	ほぼ0%

※参照：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－由布院）の長期評価（第二版）」
（平成29年12月19日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

（1）南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

（2）過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思わせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔

を求めると、88.2年となる。現時点（2024年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

（3）南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

（4）次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

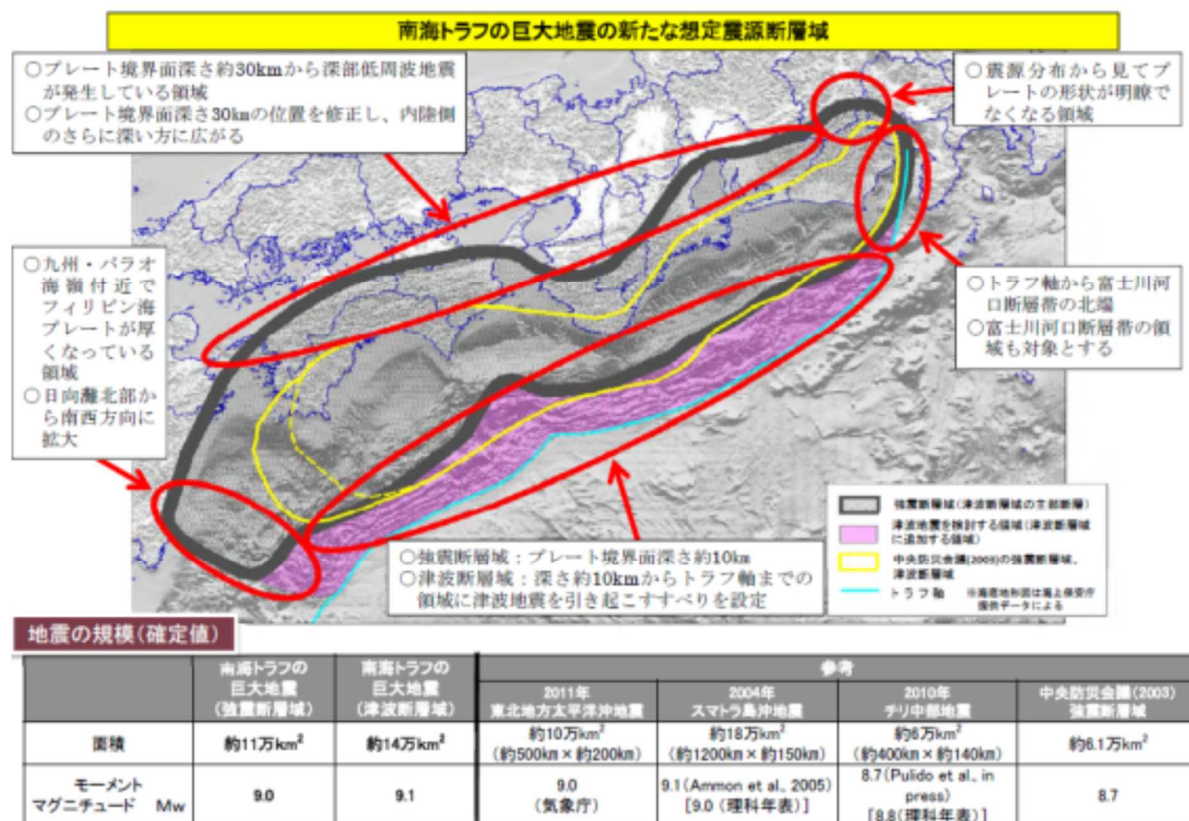
安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊される（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の「平成13年（2001年）芸予地震」である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域にほぼ全域が含まれているほか、県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

(1) 目的

県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにするこ

とにより、県や市の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、住民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

- ア 地震動・液状化・土砂災害の想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物被害
- エ 屋外転倒、落下物の発生
- オ 人的被害
- カ ライフライン被害
- キ 交通施設被害
- ク 生活支障
- ケ その他の被害
- コ 経済被害（直接被害）
- サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

ア 季節、時刻等のシーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

イ 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

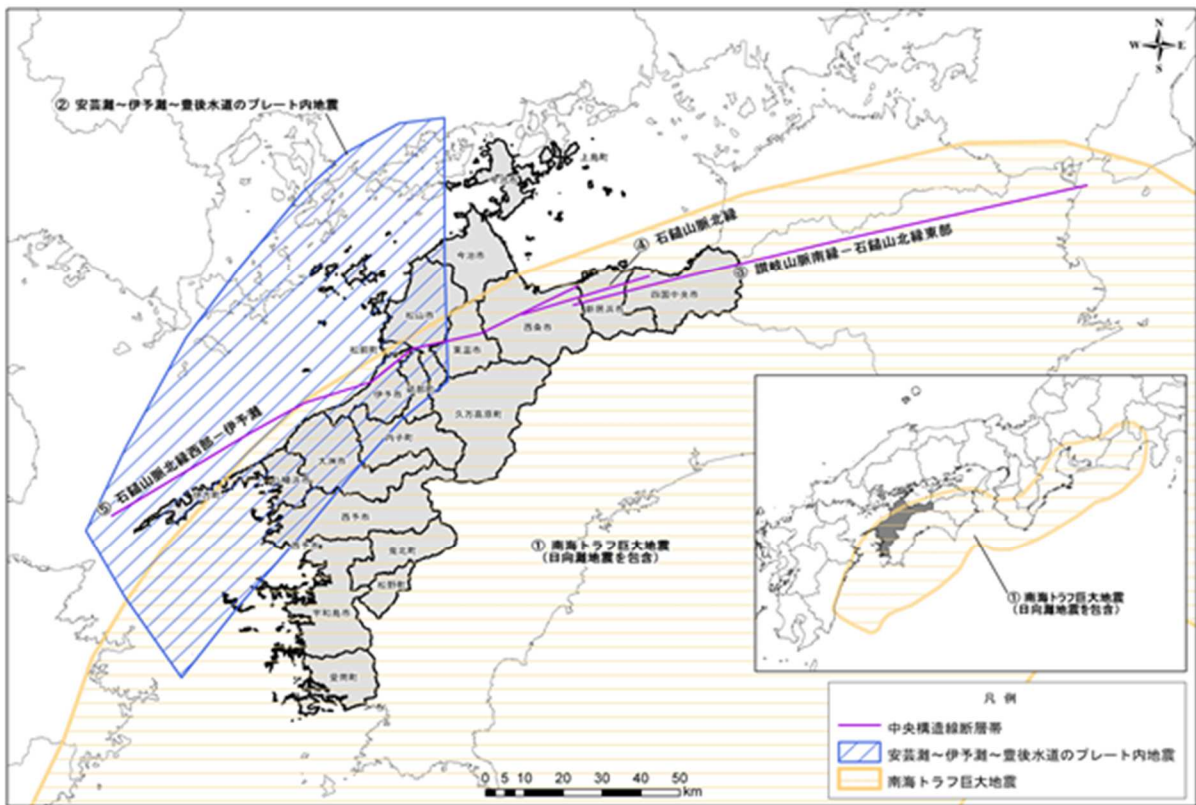
想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。

冬 18時	<ul style="list-style-type: none">・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
-------	---

(4) 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波 : 9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



6 想定結果

(1) 地震動

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
松山市	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
今治市	6強	6弱	5強	6弱	6弱	6強
宇和島市	7	5強	6弱	4	3	5強
八幡浜市	7	6弱	6強	4	4	6弱
新居浜市	7	5強	5弱	7	7	6強
西条市	7	6弱	5強	6強	6強	7
大洲市	7	6弱	6弱	4	4	6強
伊予市	7	6弱	5強	5弱	5弱	6強
四国中央市	7	5弱	4	7	6強	6弱
西予市	7	6弱	6強	4	4	6弱
東温市	6強	5強	5強	5強	5弱	6強
上島町	6強	5強	4	6強	5強	5強
久万高原町	6強	5強	5弱	5強	5強	6弱
松前町	7	6弱	6弱	5強	5弱	6強
砥部町	6強	5強	5強	5弱	5弱	6弱
内子町	6強	5強	5強	4	4	6弱
伊方町	7	6弱	6強	4	4	7
松野町	6強	5弱	5弱	3	3	5弱
鬼北町	7	5弱	5強	4	4	5弱
愛南町	7	5弱	6弱	3	3	5弱

(2) 津波

ア 津波到達時間

市町名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	+20 cm	+1m	+2m	+3m	+5m	+10m	
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461
上島町	5	355	—	—	—	—	421
今治市	4	161	—	—	—	—	448
松山市	4	115	198	—	—	—	199
松前町	5	113	134	—	—	—	185
伊予市	4	25	126	—	—	—	181
大洲市	4	28	134	—	—	—	155
八幡浜市 (宇和海)	5	51	56	59	66	—	72
八幡浜市 (伊予灘)	4	32	135	—	—	—	157
伊方町	4	46	47	50	50	58	59
西予市	4	48	55	56	74	—	81
宇和島市	4	19	28	32	37	—	48
愛南町	4	14	18	19	23	30	35

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間 (+2m以上も同様)

イ 最高津波水位及び浸水面積

市町名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T. P. m)	うち朔望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)	
四国中央市	3.6	1.8	1.8	631
新居浜市	3.4	1.9	1.5	955
西条市	3.4	1.9	1.5	3,360
上島町	3.1	1.9	1.2	136
今治市	3.3	1.9	1.5	1,407
松山市	3.9	1.8	2.1	1,041
松前町	4.2	1.8	2.4	488
伊予市	4.3	1.8	2.5	277
大洲市	3.9	1.6	2.3	93
八幡浜市 (宇和海)	9.1	1.0	8.1	477
八幡浜市 (伊予灘)	4.0	1.6	2.4	
伊方町	21.3	1.0	20.3	321
西予市	9.3	1.0	8.3	358
宇和島市	10.1	1.1	9.0	1,662
愛南町	16.7	1.1	15.6	788
県計	—	—	—	11,995

〈資料編1-2〉西予市の主な地震災害

〈資料編2-3〉震度階級表

〈資料編2-4〉地震・津波に関する情報の解説

被害想定総括表 (1/6)

地震名		南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震 (北側ケース1)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	12,469棟	107,554棟	6,161棟	13,210棟	466棟
	液状化	7,595棟	10,642棟	7,615棟	7,634棟	5,339棟
	土砂災害	392棟	662棟	360棟	409棟	170棟
	津波	28,876棟	27,413棟	28,519棟	29,182棟	0棟
	火災	10,789棟	97,357棟	8,694棟	11,116棟	53棟
	合計	60,121棟	243,628棟	51,349棟	61,551棟	6,029棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	10,671箇所	33,868箇所	10,092箇所	11,072箇所	4,831箇所
	自動販売機	106箇所	389箇所	117箇所	114箇所	54箇所
	屋外落下物	12,527件	141,651件	4,526件	13,360件	235件
死者数	建物倒壊	734人	6,210人	351人	788人	27人
	屋内収容物移動等	うち42人	うち364人	うち28人	うち44人	うち11人
	土砂災害	32人	53人	29人	33人	14人
	津波	8,227人	8,184人	8,234人	8,225人	0人
	火災	159人	1,585人	0人	119人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 3人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)
	合計	9,152人	16,032人	8,615人	9,165人	41人
負傷者数	建物倒壊	8,565人	46,048人	7,036人	8,708人	1,513人
	屋内収容物移動等	うち861人	うち5,584人	うち656人	うち890人	うち306人
	土砂災害	39人	66人	36人	41人	17人
	津波	419人	412人	420人	419人	0人
	火災	136人	944人	0人	111人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 30人)	0人(冬18時 111人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 23人)
合計	9,159人	47,470人	7,491人	9,279人	1,531人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	1,820人	18,516人	961人	1,855人	138人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	718人	718人	718人	0人
	要捜索者	8,646人	8,596人	8,654人	8,644人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口					
	直後	354,302人	1,081,300人	361,158人	315,612人	60,244人
	1日後	341,466人	1,055,933人	347,744人	304,767人	55,417人
	1週間後	266,859人	907,477人	265,500人	241,923人	30,657人
1ヶ月後	100,136人	392,624人	81,665人	101,601人	3,858人	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口					
	直後	419,308人	558,695人	421,918人	423,567人	146,252人
	1日後	319,670人	465,160人	320,767人	322,703人	123,439人
	1週間後	124,264人	176,300人	124,509人	125,393人	44,605人
1ヶ月後	16,570人	16,781人	16,213人	16,650人	1,317人	
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数					
	直後	151,900戸	684,396戸	140,679戸	158,223戸	56,941戸
	1日後	50,456戸	383,730戸	33,797戸	58,474戸	4,574戸
	2日後	33,708戸	274,321戸	22,872戸	39,966戸	222戸
1週間後	20,688戸	40,516戸	20,153戸	21,416戸	0戸	
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数					
	直後	170,182回線	865,819回線	163,287回線	177,786回線	74,287回線
	1日後	120,550回線	785,706回線	93,512回線	112,577回線	30,122回線
	1週間後	13,289回線	138,614回線	1,413回線	15,943回線	0回線
1ヶ月後	5,092回線	79,599回線	57回線	8,149回線	0回線	
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数					
	直後	14,022戸	71,677戸	16,814戸	16,091戸	11,290戸
	1日後	12,402戸	70,057戸	15,194戸	14,471戸	9,670戸
	1週間後	7,980戸	60,337戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸
1ヶ月後	7,980戸	26,068戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸	
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数					
	容器転倒	8,042戸	14,384戸	7,964戸	8,340戸	5,986戸
	ガス漏洩	5,627戸	10,110戸	5,562戸	5,832戸	4,219戸

被害想定総括表 (2/6)

地震名	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鐘山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鐘山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	335棟	88棟	49棟	22,292棟
	液状化	4,442棟	2,785棟	1,809棟	3,782棟
	土砂災害	172棟	197棟	162棟	40棟
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災	44棟	27棟	16棟	23,798棟
	合計	4,994棟	3,096棟	2,036棟	49,911棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	3,932箇所	1,715箇所	870箇所	6,917箇所
	自動販売機	39箇所	5箇所	3箇所	71箇所
	屋外落下物	173件	39件	20件	31,872件
死者数	建物倒壊	19人	5人	3人	1,262人
	屋内収容物移動等	うち8人	うち2人	うち1人	うち86人
	土砂災害	14人	16人	13人	3人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	687人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 1人)
	合計	33人	21人	16人	1,953人
負傷者数	建物倒壊	1,126人	524人	361人	8,515人
	屋内収容物移動等	うち253人	うち111人	うち50人	うち1,332人
	土砂災害	17人	20人	16人	4人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	331人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 19人)	0人(冬18時 6人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 28人)
	合計	1,143人	544人	378人	8,850人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	97人	11人	6人	4,286人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	直後	42,807人	27,764人	17,331人	224,061人
	1日後	40,811人	25,360人	15,856人	220,288人
	1週間後	25,453人	13,281人	7,844人	197,465人
	1ヶ月後	4,670人	920人	465人	89,805人
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	直後	131,714人	90,035人	56,019人	113,145人
	1日後	111,250人	75,882人	47,242人	95,629人
	1週間後	40,132人	27,723人	17,076人	34,691人
	1ヶ月後	1,144人	739人	530人	1,141人
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	直後	41,622戸	7,933戸	4,447戸	86,887戸
	1日後	3,701戸	455戸	272戸	17,410戸
	2日後	348戸	0戸	0戸	6,944戸
	1週間後	0戸	0戸	0戸	63戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	直後	55,146回線	9,989回線	5,791回線	126,215回線
	1日後	18,928回線	572回線	0回線	100,808回線
	1週間後	0回線	0回線	0回線	8,127回線
	1ヶ月後	0回線	0回線	0回線	4,550回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	直後	7,870戸	1,499戸	748戸	9,809戸
	1日後	6,250戸	1,089戸	538戸	8,189戸
	1週間後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸
	1ヶ月後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数	5,506戸	3,753戸	2,509戸	4,725戸
	容器転倒 ガス漏洩	3,897戸	2,685戸	1,805戸	3,343戸

被害想定総括表 (3/6)

地震名		石鐘山脈北縁の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁の地震 (ケース2)	石鐘山脈北縁西部-伊予灘の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁西部-伊予灘の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均±2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均±2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均±2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均±2σ)
風速		(市町毎平均±2σ)	(市町毎平均±2σ)	(市町毎平均±2σ)	(市町毎平均±2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	15,926棟	11,034棟	19,571棟	11,757棟
	液状化	3,295棟	3,402棟	6,573棟	5,740棟
	土砂災害	30棟	30棟	296棟	293棟
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災	19,228棟	16,878棟	35,326棟	19,993棟
	合計	38,478棟	31,344棟	61,766棟	37,783棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	6,189箇所	5,953箇所	15,923箇所	13,476箇所
	自動販売機	59箇所	68箇所	252箇所	231箇所
	屋外落下物	22,749件	12,533件	18,413件	9,452件
死者数	建物倒壊	930人	646人	1,139人	689人
	屋内収容物移動等	うち63人	うち43人	うち84人	うち62人
	土砂災害	2人	3人	24人	24人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	558人	202人	39人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 2人)
合計	1,491人	850人	1,202人	713人	
負傷者数	建物倒壊	6,429人	6,317人	15,686人	11,810人
	屋内収容物移動等	うち975人	うち701人	うち1,452人	うち1,109人
	土砂災害	3人	3人	30人	30人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	273人	166人	41人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 26人)	0人(冬18時 23人)	0人(冬18時 65人)	0人(冬18時 58人)
合計	6,705人	6,486人	15,757人	11,840人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	3,136人	2,137人	3,943人	2,656人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口				
	直後	160,680人	169,735人	485,120人	393,239人
	1日後	156,630人	164,993人	462,835人	372,063人
	1週間後	135,493人	138,134人	338,539人	257,985人
1ヶ月後	64,789人	57,237人	82,885人	55,930人	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口				
	直後	106,646人	109,685人	232,531人	215,483人
	1日後	90,149人	92,383人	196,006人	181,712人
	1週間後	32,781人	33,614人	70,981人	65,550人
1ヶ月後	985人	923人	1,587人	1,576人	
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数				
	直後	80,398戸	88,833戸	319,275戸	274,468戸
	1日後	21,174戸	18,422戸	56,590戸	48,445戸
	2日後	9,735戸	7,559戸	22,972戸	20,183戸
1週間後	126戸	63戸	982戸	982戸	
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数				
	直後	115,134回線	117,251回線	410,032回線	351,563回線
	1日後	92,530回線	91,059回線	347,219回線	288,299回線
	1週間後	13,275回線	8,767回線	6,665回線	6,112回線
1ヶ月後	2,344回線	0回線	3,690回線	3,690回線	
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数				
	直後	9,400戸	9,967戸	47,860戸	44,236戸
	1日後	7,780戸	8,347戸	46,240戸	42,616戸
	1週間後	578戸	714戸	36,520戸	32,896戸
1ヶ月後	578戸	714戸	9,917戸	9,622戸	
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数				
	容器転倒 ガス漏洩	4,052戸 2,865戸	4,039戸 2,853戸	9,037戸 6,305戸	8,272戸 5,764戸

被害想定総括表 (4/6)

地震名		南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震 (北側ケース1)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	35箇所	31箇所	35箇所	35箇所	0箇所
	津波浸水域外	111箇所	197箇所	107箇所	112箇所	48箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	23箇所	5箇所	23箇所	30箇所	0箇所
	津波浸水域外	411箇所	747箇所	394箇所	407箇所	203箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	58箇所	306箇所	56箇所	41箇所	12箇所
	地方港湾	38箇所	221箇所	27箇所	38箇所	5箇所
漁港被害箇所数	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	377箇所	1,008箇所	263箇所	504箇所	15箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	265,106人	436,750人	259,889人	265,958人	10,493人
	1週間後	136,191人	466,888人	129,426人	130,153人	18,150人
	1ヶ月後	152,028人	558,902人	134,805人	152,504人	13,894人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	142,726人	142,726人	142,726人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	135,387人	135,387人	135,387人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	1,810,153食	3,970,992食	1,750,883食	1,787,444食	88,395食
	給水不足量	1,497,5000	7,805,3990	1,528,7520	1,532,7160	220,3180
	毛布不足量	306,998枚	514,090枚	301,219枚	308,376枚	0枚
医療対応力不足数	入院	1,764人	13,702人	997人	1,838人	0人
	外来	2,700人	19,936人	1,670人	2,980人	0人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	11,973世帯	60,013世帯	10,542世帯	12,181世帯	1,861世帯
仮設トイレ不足量	1日後	582基	916基	572基	583基	7基
	1週間後	306基	917基	289基	294基	27基
	1ヶ月後	152基	559基	135基	152基	13基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	488.9万t	1,734.1万t	425.5万t	498.5万t	52.9万t
	津波堆積物	686.1万t	686.1万t	686.1万t	686.1万t	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	909人	894人	901人	896人	865人
	台数	1,913台	1,901台	1,907台	1,902台	1,816台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	40,055人	62,984人	39,186人	40,202人	1,342人
	1週間後	22,030人	62,704人	20,571人	21,409人	1,897人
	1ヶ月後	11,085人	38,476人	9,575人	11,192人	865人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	6棟	97棟	5棟	5棟	1棟
	揺れ	0施設	16施設	0施設	0施設	0施設
文化財の被災可能性	火災	1施設	4施設	0施設	1施設	0施設
	津波	1施設	1施設	1施設	1施設	0施設
	農業集落	14集落	242集落	1集落	41集落	0集落
孤立の可能性のある集落	農業集落	4集落	26集落	1集落	22集落	0集落
	漁業集落	—	—	—	—	—
ため池被害	危険度ランクA	137箇所	657箇所	122箇所	147箇所	20箇所
	危険度ランクB	357箇所	982箇所	293箇所	392箇所	137箇所
	危険度ランクC	2,106箇所	961箇所	2,185箇所	2,061箇所	2,443箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	10,448隻	10,448隻	10,448隻	0隻
	漁場被害面積	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	1,717施設	869施設	1,747施設	1,696施設	2,188施設
	一部制限	878施設	1,014施設	871施設	881施設	567施設
	支障有	312施設	1,024施設	289施設	330施設	152施設
	液状化被害面積	88.7km ²	172.6km ²	92.1km ²	95.9km ²	52.3km ²
農地被害	津波被害面積	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	—
	直接被害額	5.79兆円	16.15兆円	5.42兆円	5.83兆円	1.14兆円
経済被害額	建物	3.91兆円	11.13兆円	3.63兆円	3.93兆円	0.54兆円
	家庭用品等	0.88兆円	2.83兆円	0.81兆円	0.89兆円	0.15兆円
	ライフライン	0.43兆円	0.91兆円	0.43兆円	0.44兆円	0.30兆円
	交通施設	0.30兆円	0.58兆円	0.29兆円	0.29兆円	0.02兆円
	その他公共土木施設	0.17兆円	0.33兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.12兆円
	災害廃棄物処理	0.11兆円	0.38兆円	0.09兆円	0.11兆円	0.01兆円

被害想定総括表 (5/6)

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	44箇所	35箇所	25箇所	45箇所	56箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	193箇所	125箇所	88箇所	171箇所	205箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	9箇所	1箇所	0箇所	137箇所	158箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	4箇所	5箇所	4箇所	12箇所	14箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	13箇所	22箇所	17箇所	86箇所	100箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	8,596人	4,740人	3,004人	54,924人	63,502人
	1週間後	14,904人	8,238人	5,090人	93,894人	112,606人
	1ヶ月後	12,695人	5,616人	3,447人	115,985人	134,457人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,693人	135,288人	133,742人	121,278人	122,635人
	居住ゾーン外への外出者数	135,354人	127,949人	126,403人	113,939人	115,296人
物資不足量	食糧不足量	69,030食	28,347食	6,629食	587,567食	703,751食
	給水不足量	247,881ℓ	69,666ℓ	20,864ℓ	1,573,479ℓ	1,779,283ℓ
	毛布不足量	0枚	0枚	0枚	41,011枚	51,083枚
医療対応力不足数	入院	0人	0人	0人	2,541人	3,368人
	外来	0人	0人	0人	3,412人	4,300人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	1,569世帯	893世帯	520世帯	12,368世帯	14,167世帯
仮設トイレ不足量	1日後	5基	3基	2基	105基	120基
	1週間後	23基	10基	7基	155基	186基
	1ヶ月後	12基	5基	3基	115基	134基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	43.5万t	27.1万t	17.8万t	343.6万t	405.2万t
	津波堆積物	-	-	-	-	-
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	879人	841人	756人	750人	775人
	台数	1,853台	1,785台	1,533台	1,291台	1,338台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	1,088人	628人	410人	7,727人	8,936人
	1週間後	1,524人	951人	605人	10,917人	13,070人
	1ヶ月後	775人	380人	239人	8,139人	9,390人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	23棟	37棟
	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
文化財の被災可能性	火災	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
	農業集落	0集落	0集落	0集落	2集落	2集落
孤立の可能性のある集落	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落	0集落
	危険度ランクA	17箇所	28箇所	17箇所	55箇所	102箇所
ため池被害	危険度ランクB	122箇所	33箇所	27箇所	63箇所	84箇所
	危険度ランクC	2,461箇所	2,539箇所	2,556箇所	2,482箇所	2,414箇所
	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻
漁業施設	漁場被害面積	0.0㎤	0.0㎤	0.0㎤	0.0㎤	0.0㎤
	使用可能	2,343施設	2,608施設	2,727施設	2,527施設	2,388施設
	一部制限	452施設	240施設	153施設	236施設	321施設
重要施設	支障有	112施設	59施設	27施設	144施設	198施設
	液状化被害面積	35.8k㎡	16.4k㎡	8.7k㎡	35.1k㎡	45.3k㎡
農地被害	津波被害面積	-	-	-	-	-
	直接被害額	0.95兆円	0.59兆円	0.38兆円	3.33兆円	3.94兆円
経済被害額	建物	0.43兆円	0.26兆円	0.18兆円	2.25兆円	2.64兆円
	家庭用品等	0.12兆円	0.07兆円	0.05兆円	0.53兆円	0.63兆円
	ライフライン	0.27兆円	0.17兆円	0.10兆円	0.25兆円	0.32兆円
	交通施設	0.02兆円	0.01兆円	0.01兆円	0.10兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.10兆円	0.07兆円	0.04兆円	0.11兆円	0.14兆円
	災害廃棄物処理	0.01兆円	0.01兆円	0.00兆円	0.08兆円	0.09兆円

被害想定総括表 (6/6)

地震名		石鐘山脈北縁の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁の地震 (ケース2)	石鐘山脈北縁西部－伊予 灘の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁西部－伊予 灘の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	35箇所	36箇所	92箇所	85箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	145箇所	144箇所	401箇所	371箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—
	重要港湾	70箇所	60箇所	94箇所	76箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	1箇所	1箇所	65箇所	62箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	47箇所	41箇所	182箇所	187箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	42,642人	36,180人	77,155人	51,334人
	1週間後	69,538人	70,103人	165,917人	123,251人
	1ヶ月後	85,093人	79,976人	157,962人	107,387人
帰宅困難者	帰宅困難者数	122,635人	122,635人	142,222人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	115,296人	115,296人	134,883人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	448,626食	419,338食	978,700食	704,881食
	給水不足量	1,110,042ℓ	1,233,883ℓ	2,711,409ℓ	1,632,064ℓ
	毛布不足量	26,188枚	19,280枚	55,360枚	27,187枚
医療対応力不足数	入院	1,771人	1,320人	1,913人	920人
	外来	2,101人	2,036人	3,756人	2,305人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	9,815世帯	7,932世帯	16,835世帯	12,437世帯
仮設トイレ不足量	1日後	80基	63基	140基	81基
	1週間後	115基	116基	277基	205基
	1ヶ月後	85基	79基	158基	107基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	260.5万t	209.4万t	405.9万t	253.7万t
	津波堆積物	—	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	778人	782人	873人	870人
	台数	1,360台	1,362台	1,820台	1,824台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	6,167人	5,206人	10,028人	6,493人
	1週間後	8,334人	8,343人	18,156人	13,227人
	1ヶ月後	6,177人	5,773人	10,369人	6,874人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	23棟	23棟	17棟	12棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設
	火災	0施設	0施設	0施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	2集落	0集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	34箇所	38箇所	175箇所	128箇所
	危険度ランクB	63箇所	70箇所	367箇所	321箇所
	危険度ランクC	2,503箇所	2,492箇所	2,058箇所	2,151箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0ka	0.0ka	0.0ka	0.0ka
重要施設	使用可能	2,582施設	2,564施設	1,777施設	1,923施設
	一部制限	206施設	229施設	667施設	628施設
	支障有	119施設	114施設	463施設	356施設
農地被害	液状化被害面積	34.8knf	37.8knf	85.9knf	70.5knf
	津波被害面積	—	—	—	—
経済被害額	直接被害額	2.52兆円	2.31兆円	5.02兆円	3.63兆円
	建物	1.69兆円	1.52兆円	3.18兆円	2.13兆円
	家庭用品等	0.41兆円	0.38兆円	0.87兆円	0.65兆円
	ライフライン	0.23兆円	0.24兆円	0.55兆円	0.50兆円
	交通施設	0.05兆円	0.04兆円	0.13兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.09兆円	0.09兆円	0.19兆円	0.17兆円
	災害廃棄物処理	0.06兆円	0.05兆円	0.09兆円	0.06兆円

被害想定（西予市（1/3））

項 目		愛媛県想定 (H25.12)	西予市 (H25.12)	
地震名		南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	
地震規模		M9.0	M9.0	
想定シーン		人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	冬深夜4.9m/s 冬18時5.7m/s	
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	48,535棟	
	揺れ	107,554棟	10,342棟	
	液状化	10,642棟	166棟	
	土砂災害	662棟	24棟	
	津波	27,413棟	2,961棟	
	火災	97,357棟	3,226棟	
	合計	243,628棟	16,719棟	
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	33,868箇所	1,863箇所	
	自動販売機	389箇所	10箇所	
	屋外落下物	141,651件	14,222件	
死者数	建物倒壊	6,210人	635人	
	屋内収容物移動等	うち364人	うち22人	
	土砂災害	53人	2人	
	津波	8,184人	634人	
	火災	1,585人	80人	
	ブロック塀の倒壊等	0人 (冬18時:3人)	0人 (冬18時:0人)	
	合計	16,032人	1,351人	
負傷者数	建物倒壊	46,048人	3,887人	
	屋内収容物移動等	うち5,584人	うち319人	
	土砂災害	66人	2人	
	津波	412人	27人	
	火災	944人	26人	
	ブロック塀の倒壊等	0人 (冬18時:111人)	0人 (冬18時:2人)	
	合計	47,470人	3,943人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	18,516人	1,138人	
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	74人	
	要捜索者	8,596人	661人	
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	39,213人	
	断水人口	直後	1,081,300人	39,213人
		1日後	1,055,933人	39,139人
		1週間後	907,477人	38,808人
		1ヶ月後	392,624人	23,748人

被害想定（西予市（2/3））

項目		愛媛県想定	西予市	
		(H25.12)	(H25.12)	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	16,911人	
	支障人口	直後	558,695人	16,096人
		1日後	465,160人	13,687人
		1週間後	176,300人	5,589人
		1ヶ月後	16,781人	1,127人
停電軒数	電灯軒数	808,261戸	26,647戸	
	停電軒数	直後	684,396戸	26,647戸
		1日後	383,730戸	23,594戸
		2日後	274,321戸	18,490戸
		1週間後	40,516戸	3,177戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	27,405回線	
	不通回線数	直後	865,819回線	25,733回線
		1日後	785,706回線	23,702回線
		1週間後	138,614回線	7,178回線
		1ヶ月後	79,599回線	4,334回線
携帯電話不通ランク	直後	-	-	
	1日後	-	-	
	4日後	-	-	
	1週間後	-	-	
ガス供給停止戸数(都市ガス)	供給戸数	74,740戸	-	
	停止戸数	直後	71,677戸	-
		1日後	70,057戸	-
		1週間後	60,337戸	-
		1ヶ月後	26,068戸	-
ガス供給停止戸数(LPガス)	供給戸数	440,567戸	-	
	停止戸数	容器転倒	14,384戸	556戸
		ガス漏洩	10,110戸	393戸
道路施設被害箇所数(緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	-	
	津波浸水域	31箇所	場所不明	
	津波浸水域外	197箇所	場所不明	
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	11.3km	
	津波浸水域	5箇所	0箇所	
	津波浸水域外	747箇所	31箇所	
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	
	国際拠点港湾	-	-	
	重要港湾	306箇所	-	
漁港被害箇所数	地方港湾	221箇所	6箇所	
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	
避難者数(避難所内外)	漁港(1種~4種)	1,008箇所	81箇所	
	1日後	436,750人	19,739人	
	1週間後	466,888人	23,715人	
	1ヶ月後	558,902人	30,756人	

被害想定（西予市（3/3））

項目		愛媛県想定 (H25.12)	西予市 (H25.12)
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	2,564人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	3,905人
物資不足量	食糧不足量	3,970,992食	193,063食
	給水不足量	7,805,399L	417,615L
	毛布不足量	514,090枚	23,182枚
医療対応力不足数	入院	13,702人	1,107人
	外来	19,936人	2,242人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	60,013世帯	2,352世帯
仮設トイレ不足量	1日後	916基	41基
	1週間後	917基	47基
	1ヶ月後	559基	31基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	1,734.1万t	125.6万t
	津波堆積物	686.1万t	20.3万t
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	894人	15人
	台数	1,901台	90台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	62,984人	3,225人
	1週間後	62,704人	3,710人
	1ヶ月後	38,476人	2,414人
人口造成地による建物被害	全壊棟数	97棟	-
文化財の被災可能性	揺れ	16施設	1施設
	火災	4施設	1施設
	津波	1施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	242集落	87集落
	漁業集落	26集落	14集落
ため池被害	危険度ランクA	657箇所	108箇所
	危険度ランクB	942箇所	103箇所
	危険度ランクC	962箇所	24箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	864隻
	漁場被害面積	68.4km ²	2.9km ²
重要施設	使用可能	869施設	111施設
	一部制限	1,014施設	47施設
	支障有	1,024施設	43施設
農地被害	液状化被害面積	172.6km ²	0.4km ²
	津波被害面積	36.6km ²	0.7km ²
経済被害	直接被害	16.2兆円	-
	建物	11.13兆円	-
	家庭用品	2.83兆円	-
	ライフライン	0.91兆円	-
	交通施設	0.58兆円	-
	その他公共土木施設	0.33兆円	-
	災害廃棄物処理	0.38兆円	-

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から市土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及びその達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

第2編 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1章 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方【危機管理課】

1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

市は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、国又は県が算定した被害想定結果を把握する。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定シナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

第2章 防災思想・知識の普及【危機管理課、消防本部、建設課、学校教育課、まなび推進課、まちづくり推進課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。市、県及び関係機関は、各所属職員をはじめ住民等に対し、地震防災に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

1 市の活動

市は、職員が的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や指定避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

なお、啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

2 市職員に対する教育

市職員としての的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震・津波に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 西予市地域防災計画（地震災害対策編）と市の防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にすべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にすべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にすべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 組織のリーダーとなる管理職員に対しての指揮統制能力の向上

- (8) 家庭及び地域における地震防災対策
- (9) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (10) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部課等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各部課等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

3 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市職員に準じて教職員への教育を指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達段階を考慮しながら学校行事等教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を習得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校等の生徒を対象に、応急手当等の実践的スキル習得の指導を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

市は、地震災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女や子どものニーズの違いなどにも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識

- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (キ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ク) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油や、携帯電話の満充電等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (カ) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女や子どものニーズの違い等に関する知識
- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ソ) 防災士の活動等に関する知識
- (タ) 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）
- (チ) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (ツ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- (テ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財等を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて地震防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、積極的かつ継続的にその趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

5 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公

開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

市及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 自主防災組織の防災対策【危機管理課、消防本部】

地震による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る（自助）とともに、お互いに助け合う（共助）という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ 崖崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- キ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- ク 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火装置等火災予防措置を実施する。
- コ 飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品、緊急物資を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）。また、自動車へのこまめな満タン給油や携帯電話の満充電を行い、動物飼養者にあつては、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- セ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ソ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- チ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業

者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

ツ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

ア まず我が身の安全を図る。

イ 出火防止及び初期消火に努める。

ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。

エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。

オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。

カ 自力による生活手段の確保を行う。

キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

ク 秩序を守り、衛生に注意する。

ケ 自動車、電話の利用を自粛する。

コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の育成強化

本市では、令和5年4月1日現在、68組織（組織率100%）の自主防災組織が結成されている。各自主防災組織では災害時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努めている。

市は、住民に対する防災知識の普及及び要配慮者への支援や女性の参画にも配慮しながら、自主防災組織の結成推進や育成強化を図るため次の施策の実施に努めるとともに、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び必要な資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の地区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 各区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

イ 地区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組

織として育成する。

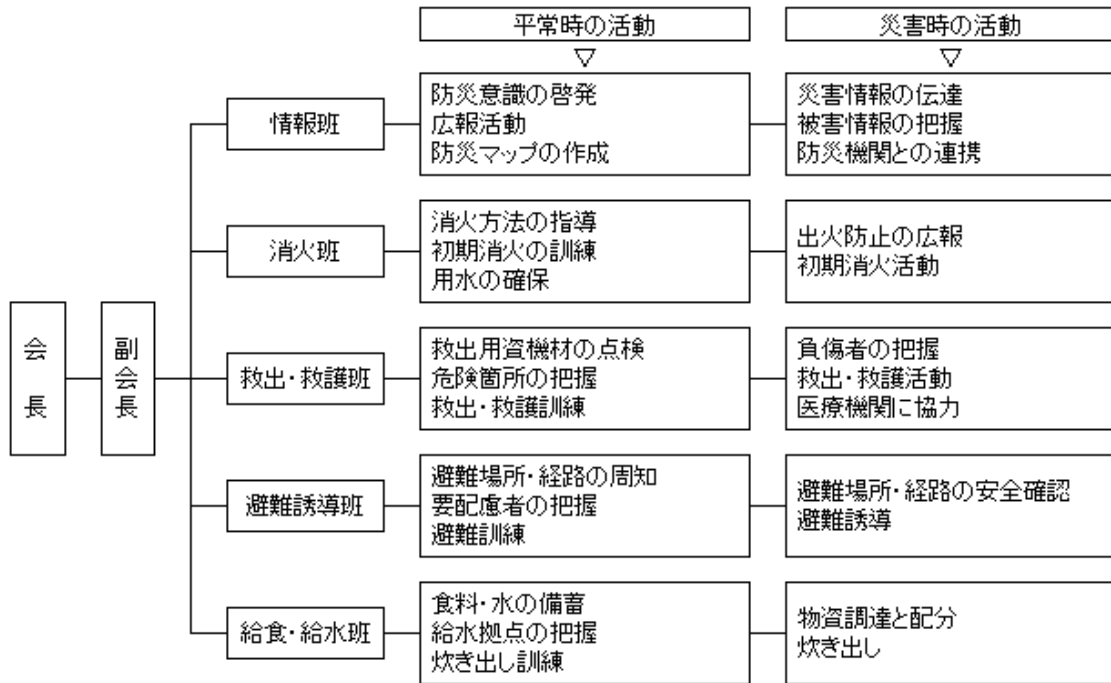
ウ 女性防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、組織ごとの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

■ 自主防災組織と役割



3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市や県と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の確かな行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者等を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項：① 南海トラフ地震等の知識
② 地震情報の性格や内容
③ 平常時における防災対策
④ 災害時の心構え
⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や避難所等の災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報取り扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- ウ 人材台帳

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 炊き出し訓練

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所等の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ

報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 防災関係機関の連絡先

イ 防災関係機関との連絡手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

(10) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市及び県は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。また、消防機関は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

市及び県は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながらの育成に努める。

5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

6 事業所等における自主防災活動

(1) 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護
- キ 飲料水、緊急物資、医薬品など災害時に必要な物資の確保
- ク 施設及び設備の耐震性の確保

(2) 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により次に掲げる事業者等は、以下の活動を行う。

- ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

7 地域における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動

に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けた市は、必要があると認めるときは市地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区住民等の参加のもと、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4章 事業者の防災対策【危機管理課、消防本部、経済振興課】

(風水害等対策編 第2編災害予防対策 第4章「事業者の防災対策」を準用)

第5章 業務継続計画の策定【危機管理課ほか全部局】

(風水害等対策編 第2編災害予防対策 第5章「業務継続計画の策定」を準用)

第6章 ボランティアによる防災活動【福祉課、まちづくり推進課】

(風水害等対策編 第2編災害予防対策 第6章「ボランティアの防災活動」を準用)

第7章 地震防災訓練の実施【危機管理課、消防本部】

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、市地域防災計画（地震災害対策編）に定める地震災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ的確に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生など地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

詳細については、風水害等対策編 第2編災害予防対策 第7章「防災訓練の実施」に準じて実施するものとする。

1 市の活動

市は、国、県、他の市町及び関係機関と共同し、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練にあたっては、次の点に重点をおくとともに、避難行動要支援者に対する救出・救助、一般避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

(1) 総合防災訓練

- ア 職員の安否確認・動員
- イ 地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 災害時の広報
- エ 災害時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- オ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- カ 避難所運営
- キ 消防、水防活動

ク 救出・救助

ケ 道路啓開

コ 応急復旧

(2) 個別防災訓練

市は、総合防災訓練とは別に、各部局、課若しくは事務所単位等において、それぞれが所掌する防災業務に関する個別訓練を単独又は防災関係機関と共同して実施する。その主要な事項は、次のとおりとする。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 職員動員訓練

ウ 防災業務の訓練

エ その他必要な事項

第8章 地震災害予防対策【危機管理課、政策推進課、建設課、消防本部】

地震による火災の発生、建築物等の倒壊など、災害による被害を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置など、平常時の予防対策を定める。

1 火災予防

市及び県は、住民をはじめ、事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動シャ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。また、出入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市及び県は、次のとおり活動体制を確立する。

- ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

(ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平常時から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

(イ) 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

(ウ) 幼年期からの防火教育を推進するため、保育園児、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

(ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

(イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

(ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市は、消防計画を整備するとともに、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

ア 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

(2) 消防資機材等の整備

ア 市消防本部においては、消防ポンプ自動車、水槽付ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車等日常火災及び震災対策として有効な資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

(3) 消防団の育成

- ア 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- イ 災害時の活動能力を更に向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- ウ 消防団を活用した地域住民への防災指導により一層努める。

3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの自然水利等の確保もより一層推進する。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。
- イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

(2) 市及び県の役割

市及び県は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

さらに、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

- ア 愛媛県耐震改修促進計画及び西予市耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。
- イ 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し、相談に応じる。
- ウ 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓発及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。
- エ 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令の周知を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応できる技術者を育成する。

オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、既存建築物の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。

(3) ガラスの飛散防止

市及び県は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

市及び県は、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(5) 家具等の転倒防止

市及び県は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した 街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。

樹木、煙突	所有者	倒壊等おそれがあるもの、不要なものは除去に努める。
-------	-----	---------------------------

5 情報システムの安全対策

(1) 市は、西予市情報セキュリティポリシーに基づき、保有する情報システムの地震災害予防対策として、次のような措置を講じる。

- ア 情報システムの物理的な設置方式については、国の「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」等の各種安全対策基準に沿って、耐震性の高い工法の導入を検討する。
- イ 周辺機器及び端末機等の転倒防止策の検討を行う。
- ウ 緊急時対応計画の見直しを行うとともに、障害時訓練の一層の充実を図る。
- エ 保守会社との連携を密にし、障害復旧のための体制を強化する。
- オ 重要なデータ等については、より安全性を高めるため、分散保管を検討する。

(2) 市及び県は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

(3) 市及び県は、自ら保有する情報システムについて、各種安全基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

6 被災建築物等に対する安全対策

市は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、(公社)愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、速やかに判定を実施する体制を整備する。

さらに、大規模な地震が発生し、市内の判定士のみでは対応できない場合は、県に対して判定士の派遣を要請する。

7 都市防災不燃化促進計画

市は、地震災害から住民の生命を守るため、指定緊急避難場所、避難路の周辺等にある建築物の不燃化を促進する。

- (1) 指定緊急避難場所及び避難路の周辺等に計画する建築物の不燃化を促進するとともに、県と連携しながら、防火地域・準防火地域の指定を推進する。
- (2) 学校、病院、地下街、高層建築物等は、不特定多数の者に対する危険防止のため、建築物の適切な配置、不燃堅牢化を促進する。

〈資料編4-1〉西予市消防本部・署・支署組織図

〈資料編4-2〉西予市消防団組織図

〈資料編4-3〉常備消防機械器具整備状況

〈資料編4-4〉非常備消防機械器具整備状況

〈資料編4－5〉消防水利の状況

〈資料編11－1〉危険物許可施設状況

〈資料編11－2〉防火対象物状況

第9章 水害予防対策【危機管理課、建設課、消防本部】

大規模地震に伴う水害を防止するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期する。

1 河川管理施設の整備

市及び関係機関は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上重要な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、県や関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資器材の確保について、水防倉庫の充実、水防資器材の備蓄強化に努める。
- (4) 市は、県が実施する水防に関する講習会や水防工法の実務指導等に積極的に人員を派遣し、水防体制の強化に努める。

第10章 地盤災害予防対策【危機管理課、農業水産課、林業課、建設課】

本市は、地すべり危険箇所や落石等の危険性のある箇所が多いため、土砂災害対策の推進、土砂災害危険箇所の警戒体制の整備の施策を推進する。

さらに、地盤の液状化の検討を要する沖積地や埋立地が分布しており、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

1 地すべり等防止施設の整備

地震により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等や山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報誌等により防災知識の普及を図るほか、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や指定緊急避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備・修繕を行い、土砂災害対策を推進する。

また、これら土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備に努めるとともに、地震発生後には、各防止施設に異常がないかの点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(1) 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などの直接被害にとどまらず、その後の降雨等による重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

(2) 農地保全対策の実施

地震等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険性のある農地、農業用施設の保全を図る。

(3) 治山事業の施行

安全で快適な住民生活の確保や市土保全を図るため、山地災害危険地区の実態に応じて、森林生態系や自然環境に配慮した、計画的で効率的な治山事業を推進するとともに、緊急を要する箇所から積極的に防止工事を実施する。

(4) 砂防事業の施行

土石流などから下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域を砂防指定地に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防堰堤工、溪流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止工事を実施する。

(5) 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

(6) 土砂災害警戒区域等の指定促進

土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者

又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- ク 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により、住民に周知する。

2 山崩れ・崖崩れ防止対策の推進

山崩れ・崖崩れの危険性を地域住民に周知するとともに、防止対策にあたっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、崖崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

3 液状化対策の推進

液状化の可能性のあるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努める。本市では、住宅が密集している海岸沿いの平地が沖積地であり、特に留意する必要がある。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、万一、液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止するため、必要に応じて耐震補強の実施に努める。

〈資料編 3 - 1〉 地すべり防止区域指定箇所一覧

〈資料編 3 - 2〉 土石流危険溪流一覧

〈資料編 3 - 3〉 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

〈資料編 3 - 5〉 土砂災害（特別）警戒区域一覧

第11章 孤立地区対策【危機管理課】

（風水害等対策編 第2編災害予防対策 第25章「孤立地区対策」を準用）

第12章 避難対策【危機管理課、教育総務課、学校教育課、福祉課、まなび推進課、医療対策室、まちづくり推進課】

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、震災時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成にあたり、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難者の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

さらに、市広報紙等への指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の掲載、防災訓練、研修会、自主防災組織等の構成を通じて地域住民、指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、地域づくり活動センター、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定めておく。なお、市は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、避難所運営マニュアルの策定により情報を共有する。

また、市は、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女や子どものニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を受入れできるよう配慮すること。
なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等定めるよう努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがな

いよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。
- オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。

3 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて、次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識版の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

4 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

5 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び男女や子どものニーズの違い等男女双方の視点や子どもにも配慮の上、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材
- (8) 救護施設及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源（発電機）
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料及び飲料水
- (18) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

6 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平時から避難体制の確立を図る。

- (1) 高齢者等避難、避難指示を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、緊急物資の支給

- オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

7 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、社会福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定や受入れ施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- (4) 愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域(字、町丁目)において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

8 避難所運営マニュアルの整備

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女や子どものニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努め、策定後は実効性を確保するためマニュアルに基づく訓練の実施に努める。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウ

を有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルを定めるよう努める。

〈資料編10－2〉 指定避難所一覧

〈資料編10－3〉 指定緊急避難場所一覧

〈資料編10－4〉 福祉避難所一覧

第13章 緊急物資等の確保【危機管理課、財政課、経済振興課、上下水道課】

地震災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、平常時から緊急物資等の確保に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。また、備蓄を行うにあたっては、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、避難者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

（風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第14章「緊急物資の確保対策」を準用）

第14章 医療救護体制の確保【医療対策室】

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

（風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第15章「医療救護対策」を準用）

第15章 防疫・保健衛生活動の確保【環境衛生課、健康づくり推進課】

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第16章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用)

第16章 廃棄物等の処理【環境衛生課、上下水道課】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、災害廃棄物処理等を適切に行う。

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第17章「廃棄物等の処理」を準用)

第17章 要配慮者の支援対策【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、まちづくり推進課】

(風水害等対策編 第2編災害予防対策 第18章「要配慮者の支援対策」を準用)

第18章 広域応援体制の整備【総務課、危機管理課、消防本部】

(風水害等対策編 第2編災害予防対策 第19章「広域応援体制の整備」を準用)

第19章 情報通信システムの整備【危機管理課、政策推進課、消防本部】

市、県及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、デジタル技術の活用に取り組む。

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、大規模地震等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

(1) 市の役割

- ア 防災行政無線をはじめ、多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- イ 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- ウ アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- エ 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- オ 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の役割

- ア 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- イ 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- ウ 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- エ N T Tの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- オ 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（戸別受信機も含む。）の整備を

図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性がある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

3 防災情報システムの拡充整備

大規模地震の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築する。

(1) 市の対応

地理情報システム（GIS）等を活用し、防災関係機関との防災情報の共有を推進する。また、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じて住民に提供できるよう努める。

(2) 住民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

4 航空消防防災システムの整備

(1) 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターにより、地震発生時における情報収集や応急対策等を効果的に実施するとともに、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」に基づき、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ的確に行う。

(2) ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

(3) 県警察、県ドクターヘリ、自衛隊及び海上保安庁との連携

地震災害情報の収集・伝達、被災地への救援物資輸送、消火、救急救助活動等については、県警察、県ドクターヘリ、自衛隊及び海上保安部のヘリコプター等と密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

5 地震発生時の職員参集システムの整備

(1) 防災メール等の整備

市は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地

震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「防災メール」等の運用に努める。

(2) 震度情報ネットワークシステムの活用

県は、地震観測体制を強化するため、県下全市町に地震計を設置し、地震発生後、即時に県内各地の震度データを収集できる震度情報ネットワークシステムを整備しており、市はこれを活用し、県との連携の強化を図る。

6 放送施設

放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧を図るほか、被害原因の調査に基づく施設改良に努め、平常時から適切に次の措置を講じる。

- (1) 放送設備・局舎防災設備基準の設定及びこれに基づく措置
- (2) 電源設備障害時の措置
- (3) 送受信施設及び空中線設備障害時の措置
- (4) 建設途上の施設障害時の措置
- (5) 施設復旧措置
- (6) その他必要な措置

〈資料編6-1〉市防災行政無線の現況

〈資料編6-2〉非常通信ルート

〈資料編6-3〉災害時優先電話一覧

〈資料編6-4〉衛星携帯電話一覧

〈資料編6-5〉IPトランシーバー・デジタル簡易無線一覧

〈資料編6-6〉特設公衆電話一覧

〈資料編9-4〉ヘリコプターの飛行場外離着陸場一覧

第20章 ライフラインの耐震対策【財政課、政策推進課、上下水道課、環境衛生課】

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

1 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能が発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め、計画的に耐震化を推進する。

2 下水道施設

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進する。

(1) 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

(2) 耐震点検の実施

幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

3 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速かつ的確な復旧体制を確立する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断機、無線等を確保する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

ウ 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

4 原子力発電施設による電力供給確保対策

(1) 基本方針

原子力発電所が立地する県の特殊事情を踏まえ、関係機関の緊密な連絡により、大規模地震に備えた安全・防災対策を推進する。

(2) 耐震性の確保

耐震設計に当たっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいて設計し、想定されるあらゆる地震に対しても、原子炉を安全に停止し、冷却し、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう、万全の安全対策が講じられている。

(3) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制委員会原子力規制庁原子力保安検査官が、保安規定どおりの安全運転が行われているか常時確認している。

(4) 県の安全確認

県は、伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、「伊方原子力発電所周辺の安全及び環境保全に関する協定書」に基づき、必要があると認められる場合には立入り検査を実施し、安全確保の状況を確認する。

(5) 市の安全確認

市は、伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」に基づき、必要があると認められる場合には、県が実施する立入り検査に同行し、安全確保の状況を確認する。

5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に要因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等との連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

6 ガス施設

LPガス事業者及び販売者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

(1) 200ガル（震度5相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。

(2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第21章 公共土木施設等の耐震対策等【危機管理課、財政課、建設課、農業水産課、林業課、農業委員会、消防本部】

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、(一社)愛媛県建設業協会等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設(道路、港湾等)及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

1 道路施設

(1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施する上で必要不可欠である。

このため、県が選定した緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など、防災上重要な経路を構成する道路においては、救助活動の円滑な実施と物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、県内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制に資する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保については、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(2) 耐震点検の実施

道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

道路管理者は、耐震点検等に対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良にあたっては、耐震基準に基づく整備を行う。

イ 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される道路橋等について、補強対策を実施する。

ウ トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

エ 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

(4) 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

2 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設の確保

市及びその他の海岸管理者は、老朽化した施設や堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波により被害が発生する危険性の高い地域において、海岸保全施設の整備に努める。

(2) 耐震点検の実施

市及びその他の海岸管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及びその他の海岸管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設については、緊急度が高い箇所から順次、愛媛県海岸保全基本計画と整合を図りながら補強や整備を実施する。

3 河川管理施設

(1) 河川管理施設の整備

市及びその他の河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 耐震点検の実施

市及びその他の河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に

努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及びその他の河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

4 砂防等施設

(1) 砂防等施設の確保

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下、「砂防等施設」という。）の管理者は、施設の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

市及び砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

市及び砂防等施設の管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

5 治山等施設

(1) 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

治山等の管理者は、耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

6 港湾・漁港施設

(1) 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、市が管理する港湾・漁港に関しては、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理する。

(2) 海上輸送と道路輸送の連結

市は、海上輸送ネットワークを道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

(3) 耐震点検の実施

市は、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(4) 施設の補強・整備

市は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

7 鉄道施設

鉄道事業者は、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

(1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

(2) 復旧用資機材・機器の手配

(3) 防災知識の普及

8 農地・農業施設

市内の施設は、古くから築造されたものであり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設が存在する。

農地等の防災・保全と農業用施設の維持管理のため、市、県及びその他の施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図る。

(1) 耐震点検の実施

市又は県は、主要な農業用ダム、防災重点農業用ため池、基幹的水利施設の耐震点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(2) 施設の補強・整備

市又は県は、耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援するなどのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

9 防災上重要な施設

市は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の利用者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等、不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

(7) 代替指令センター機能等の確保

市庁舎の被災時における代替指令センターの機能を持つとともに、平常時においては、防災知識の修得、防災訓練の実施、防災機材や緊急援護物資の備蓄場所となる防災センターの整備を検討する。

10 都市公園施設

(1) 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、市は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

(2) 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

(3) 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、市が指定緊急避難場所、指定避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

11 都市基盤施設

(1) 事業の目的

街路は、地震発生時の避難路、緊急輸送道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。

さらに、都市計画と連携して工業地域と住宅地域を分離することにより、大規模火災等から既存市街地を保全する。また、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

(2) 整備の水準

上記目的達成のため、市は県と連携し、街路の整備を進めるとともに、適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熟度が高い箇所から優先して行う。

12 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

(1) 市防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

(2) 県防災通信システム施設（地上系・衛星系）

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

〈資料編3-1〉地すべり防止区域指定箇所一覧

〈資料編3-2〉土石流危険溪流一覧

〈資料編3-3〉急傾斜地崩壊危険箇所一覧

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編3-5〉土砂災害（特別）警戒区域一覧

〈資料編3-6〉山地災害危険地区一覧

〈資料編3-7〉防災重点ため池一覧

第22章 文化財の耐震対策【まなび推進課、経済振興課】

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収容されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市教育委員会は、県教育委員会と協力し、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- (4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

（その他、風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第22章「文化財の災害予防対策」を準用）

〈資料編3－8〉文化財一覧

第23章 危険物施設等の耐震対策【消防本部】

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

また、原子力発電所については、原子力災害対策特別措置法に基づく、市地域防災計画(原子力災害対策編)の定めるとおりによる。

1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、市は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(3) 防災車両、資機材の整備

市は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス(LPGガス)もその利便性により、市内の多くの世帯で使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法によって耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされて、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、県の指導等に基づき、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能

を確認し、必要な対策の実施

- イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施
- ウ 高圧ガス貯槽に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感電装置の設置による自動化の促進
- エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合には、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

- ア ガス放出防止器の設置促進
- イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

3 毒物・劇物貯蔵施設

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を遵守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のためにとるべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

〈資料編11－1〉危険物許可施設状況

第24章 災害復旧・復興への備え【各課】

1 平常時からの備え

市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市、県、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

2 複合災害への備え

市等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市等の防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理能力の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、市、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

市及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

市は、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び県はその制度の普及促進に努める。

6 り災証明書交付体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、効率的なり災証明書交付のためのシステム整備等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、り災証明書を速やかに発行するため、以下の事前対策を行い、備えておく。

(1) 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 調査携帯物品等の備蓄

日頃から調査班に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

7 事前復興の実施

市は被災後に早期かつ的確に復興まちづくり計画を策定できるよう、事前復興の取組を行う。

8 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第25章 過去の災害を踏まえた対策【各課】

災害予防対策を取組むにあたっては、過去の災害対応の実態から災害対応業務の課題等を抽出し、改善を取組む必要がある。災害が発生する度にその災害対応を振り返り、今後の災害対応への対策を行う。

1 平成30年7月豪雨災害を踏まえた対策

市は、平成30年7月豪雨災害における市の災害対応の実態を、職員個人や市組織に対するアンケート調査やヒアリング調査をもとに把握し、検討会での議論を通じて課題を抽出し、今後の対策について検討した。対策については「平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検討報告書」の中で行動指針として策定した。

地震災害においても準用することとし、行動指針にもとづいて担当班は、計画的に対策に取り組むこととし、継続的な進捗管理を通して市の災害対応力を高めることとする。なお、県及び住民に対して対策を進める必要がある事項については、担当課が中心となって実施する。

〈資料編16-1〉平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検討報告書（第5章のみ一部抜粋・修正）

第26章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項【危機管理課、建設課、まちづくり推進課】

津波浸水想定区域内において、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業を次のとおりとし、本市防災会議が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定により定めることができる「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」とする。

区域	事業種類	目標	達成期間
三瓶町三瓶地区	2号 避難経路	1箇所整備	令和6～8年度
三瓶町二及地区	1号 避難施設その他避難場所	1箇所整備	令和6～7年度
	2号 避難経路	1箇所整備	令和6～7年度

第3編 災害応急対策

地震被害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1章 活動体制【総括班、人事班】

市内での大規模な地震災害時、市、県等防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

さらに、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

1 地震発生直前の対策

市は、伝達を受けた緊急地震速報等を市防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

2 地震発生時の緊急配備体制

市は、地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じた配備体制をとる。

なお、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、「職員参集メール」により携帯電話等で防災担当職員等に参集を呼びかける。

3 職員の動員計画

(1) 本庁各部局及び支所等は、配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「職員配備体制計画」及び「職員初動マニュアル」を全職員に配布し、常に携帯させることで、動員体制の周知徹底を図る。

特に、夜間や休日等の勤務時間外において災害発生初期の情報収集や災害対策本部・現地災害対策本部の設置などに迅速に対応するため、あらかじめ本庁又は支所等の庁舎の近隣に居住する職員の中から配備要員を指名するなど所要の対策を講じておく。

(2) 配備要員に指名された職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により地震又は津波の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁するよう連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、自己が所属する部局の最寄りの関係機関に参集し、応急活動に従事する。

(3) 調整局（総括班または広報班）は、必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼する。

4 警戒体制

災害警戒本部を設置する以前の体制として、次の設置基準に基づき、警戒体制を配備する。

なお、警戒体制の設置及び廃止については、関係機関等に通知及び公表する必要はないものとする。

(1) 設置基準と廃止基準は次のとおりとする。

配備区分	配備基準	廃止基準
警戒体制	①市内で最大震度4の揺れを観測したとき ②南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	①地震・津波の警戒にあたる必要がなくなったとき ②災害警戒本部が設置されたとき

(2) 警戒体制の活動

原則として、総務部危機管理課に設置し、情報収集及び連絡活動を主として、状況により他の職員を動員できる体制とする。

(3) 警戒体制の要員

警戒体制の要員は、危機管理課職員、各支所地域生活課防災担当者及び消防本部防災課、消防署当務隊がその任にあたる。ただし、明浜・三瓶支所においては、災害状況に応じて地域生活課全職員が警戒にあたる。

5 災害警戒本部

災害対策本部を設置する以前の体制として、次の設置基準に基づき、総務部長が「西予市災害警戒本部」を設置する。災害警戒本部は地震の規模に応じて第一配備と第二配備とする。

なお、災害警戒本部の設置及び廃止については、関係機関等に通知及び公表する必要はないものとする。

(1) 設置基準と廃止基準は次のとおりとする。

配備区分	配備基準	廃止基準
災害警戒本部	①市内で最大震度5弱の揺れを観測したとき ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	①地震・津波の警戒にあたる必要がなくなったとき ②第二配備又は災害対策本部が設置されたとき
	①市内で最大震度5強の揺れを観測したとき ②その他市長が必要と判断するとき	①地震・津波の警戒にあたる必要がなくなったとき ②災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の活動

配備された職員で警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

- ア 地震・津波に関する情報の収集
- イ 被害情報の把握
- ウ 被害情報の県への報告
- エ 必要に応じて関係機関等への通報
- オ 総務部長及び市長等への報告（情報の集約）
- カ 初期災害応急対策
- キ 災害状況に関する報告

(3) 災害警戒本部の要員

災害警戒本部要員に加え、危機管理課全職員及びあらかじめ指名された災害対策本部調整局長がその任にあたる。なお、被害の程度等により総務部長が必要と認めるときは、所要の人員を非常配備につかせる。

また、各部等は、災害対策本部の設置に備え、いつでも動員に応じられるよう、連絡網の整備を行う。

6 災害対策本部

地震応急対策を総合的かつ迅速に行うため、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び西予市災害対策本部条例（平成16年4月1日条例17条）に基づき、「西予市災害対策本部」を設置する。

(1) 設置基準と廃止基準は次のとおりとする。

配備区分	配備基準	廃止基準
災害対策本部	①市内で最大震度6弱以上の揺れを観測したとき ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時 ③その他市長が必要と判断するとき	①予想される災害の発生がないとき ②災害応急対策措置が完了したとき

(2) 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部	庁内放送、口頭、電話、庁内グループウェア	本部調整局長 (総務部長)
一般住民	防災行政無線、CATV、報道機関、サイレン、警鐘、広報車	
南予地方局 八幡浜支局	県災害情報システム、県防災通信システム、電話その他迅速な方法	

市防災会議 関係機関	電話、県防災通信システム	
報道機関	口頭、電話、文書、Lアラート	

(3) 災害対策本部の設置場所

本部室は、原則として市役所本庁舎内（5階大会議室）に設置する。

ただし、災害の状況等によっては、西予市消防本部庁舎内、その他本部長が指定する施設に代替場所を選定する。

(4) 本部配置図

本部室の配置設定は、概ね資料編13-3のとおりとする。

ただし、必要に応じて配置の変更や他の部屋等の活用を図る。

(5) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部は、本部長（市長）の統括のもとに、対策部を置き、それぞれの関係部等の長をその長にあてる。

イ 各対策部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要簿冊を備える等体制を整備する。

ウ 災害対策本部に調整局を置き、あらかじめ指名された職員がその任にあたる。

エ 災害対策本部の組織は、別表1のとおりとする。なお、本部長は、災害の規模、被害の程度等により必要と認めるときは、上記と異なる組織編成を行うことができる。

(6) 本部長及び副本部長

ア 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもってあてる。

イ 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

ウ 副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長が事故や不在時等の非常時には、指揮命令系統の確立のため、副本部長が代理するがその順位を次のように定める。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 消防長
- 第5順位 消防次長

(7) 本部員

ア 本部員は、下記に掲げる職にある者をもってあてる。

イ 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

ウ 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

(本部会議の構成)

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 教育長	総務部長、消防長、支所長、政策企画部長、産業部長、建設部長、生活福祉部長、教育部長、医療介護部長、議会事務局長、会計管理者、本部長が指名する職員

(8) 本部会議の開催

ア 本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、本部調整局長（総務部長）に指示し、随時、本部会議を招集する。

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、地震の規模、被害の程度等により、必要に応じて国、県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に参画を求めることができる。

イ 本部会議で報告、審議すべき事項は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
- (イ) 被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集、報告、伝達等に関すること。
- (エ) 住民への避難情報の伝達に関すること。
- (オ) 応急対策の実施に係る調整に関すること。
- (カ) 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること。
- (キ) 国（自衛隊を含む。）、県及び他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること。
- (ク) 災害救助法の適用要請等各種救済措置に関すること。
- (ケ) その他重要な災害対策に関すること。

(9) 本部調整局

ア 本部調整局の業務

本部を設置した場合においては、本部組織の円滑な活動を図るため、本部調整局を設置する。本部調整局の主な業務は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本部の設置及び廃止に関すること。
- (イ) 本部の庶務に関すること。
- (ウ) 本部長、副本部長との連絡に関すること。
- (エ) 本部会議に関すること。
- (オ) 国、県、他市町、関係機関等への総括的な応援要請や連絡調整に関すること。
- (カ) 現地対策本部及び各本部対策部との連絡調整に関すること。
- (キ) 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- (ク) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報等の収集伝達に関すること。
- (ケ) 地震災害対策活動の取りまとめに関すること。
- (コ) 防災情報システムの運用に関すること。
- (サ) 応急対策活動の調整に関すること。

イ 本部調整局の構成

(本部事務局の構成)

調整局長	調整局次長	調整局員
総務部長	総務部 危機管理課長	総務危機管理課職員及びあらかじめ指名された職員

ただし、本部長は、地震被害の状況に応じ必要と認めるときは、臨機の措置を命ずることができる。

(10) 本部調整局員

本部調整局員は、総務部危機管理課職員及び参集に係る時間等を勘案し、各部においてあらかじめ指名された職員とする。

なお、各部の長は、災害対策活動の状況に応じて、各部において指名された本部調整局員の交代要員のローテーションに留意する。

(11) 連絡員

災害対策本部を設置したときは、各対策部は、本部調整局と各対策部の連絡を密接に行うため、本部室に各対策部の連絡員を配置する。

連絡員は、各部の地震被害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

(12) 現地災害対策本部の設置

ア 災害対策本部が設置されたときは、各支所においては直ちに現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は本部員である支所長とし、現地本部副本部長は支所長補佐及び産業建設課長をもってあてる。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、各対策班員を指揮監督する。

7 本部対策部及び現地本部対策班の分掌事務及び組織

(1) 災害対策本部を構成する部及び現地本部を構成する班の主な分掌事務は、別途マニュアルで定める。

ただし、本部長は、必要と認めるときは、臨機の措置を命じることができる。

また、各現地本部長及び本部対策部長は、被害の状況等により、適宜必要な応急対策を実施する。

(2) 組織

災害対策本部及び現地本部を設置したときは、本部の事務を分掌させるため、対策部及び班を設置する。

各対策部長には各部等の長があたることとし、各対策部には部長を補佐する副部長を置き、部の所属職員から部長が指名する。

班には、班長を置き、対策部の所属職員から対策部長が指名する。班長は、班の分掌事務について上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

部長、班長に事故等あるときの職務の代理者は、対策部長があらかじめ指名しておく。対策部の活動方針等の重要事項を決定するために対策部の対策会議を設け、必要に応じて開催する。対策会議は、対策部長が指名する者をもって構成する。

8 配備体制

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、下記によるほか、詳細は別途マニュアルにて定める。

各現地本部長及び本部対策部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

(1) 地震発生時の配備体制とその基準

配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒体制	市内で最大震度4の揺れを観測したとき	情報収集及び連絡活動を主とする体制	あらかじめ指名された関係職員
災害警戒本部	第一配備 市内で最大震度5弱の揺れを観測したとき	配備された職員で情報収集及び連絡活動にあたり、状況により他の職員を動員できる体制	あらかじめ指名された概ね1/3以上の職員
	第二配備 ①市内で最大震度5強の揺れを観測したとき ②その他市長が必要と判断するとき	配備された職員で被災情報の収集及び初期の応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された概ね2/3以上の職員
災害対策本部	①市内で最大震度6弱以上の揺れを観測したとき ②その他市長が必要と判断するとき	市の総力をあげて被災情報の収集及び応急対策を実施する体制	全職員

※ 各震度については、市内に設置された計測震度計の記録に基づく。

※

(2) 南海トラフ地震時の配備体制とその基準

配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	情報収集及び連絡活動を主とする体制	あらかじめ指名された関係職員

災害対策本部 第一配備	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	配備された職員で被災情報の収集及び初期の応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された概ね2/3以上の職員
災害対策本部	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	市の総力をあげて被災情報の収集及び応急対策を実施する体制	全職員

(3) 緊急時防災担当職員の配備

支所の非常時防災体制の強化を図るため、支所付近在住の職員(3名程度)を緊急時防災担当職員として配備する。主に勤務時間外(夜間、祝休日等)での対応とし、現地災害対策本部設置等の支所の防災体制初動期の運営が主な業務である。

(4) 勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震を観測した場合又は被害の発生が認められる場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として前記(1)の配備基準に基づいて行う。

ただし、勤務時間外において震度6弱以上の大規模な地震を観測した場合、又は被害の発生が認められる場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集する。なお、災害状況や道路状況等により参集が困難な場合は、職員初動マニュアルに従って行動する。

時系列的事項	実施内容
1 警戒又は参集準備	(1) 津波の危険地区に在住する職員は、自身と家族の安全の確保と近隣の要配慮者等の安全確保を図る。(高台への避難等) (2) 津波危険地区以外に在住の職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	津波情報に留意の上、職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市災害対策本部又は現地災害対策本部等に参集する。 (2) 津波その他の災害により、参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部(班)長に報告する。 (2) 各部(班)長は、被害状況を災害対策本部に集約する。

6 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。(注)
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急対策班）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

(注) 緊急対策班の編成は、次のとおりである。

- ア 職員の参集率が低く各班で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模からできな
いと予想されるときは、各対策部（班）の事務分掌に関わらず、順次、参集した職員か
ら班を編成する。
- イ 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を行う。
 - (ア) 被害状況の収集、広報活動
 - ア) 防災行政無線、広報車による住民への呼びかけ
 - イ) 消防本部、県、警察等関係機関との連絡
 - ウ) 消防団、住民組織との連絡
 - エ) 被害調査班の編成
 - オ) 問い合わせ電話への対応
 - (イ) 災害対策本部の設置
 - ア) 本部室の設置と関係機関への周知
 - イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準
備
 - ウ) 本部会議に関する準備、連絡
 - エ) 広域応援要請の検討、決定
 - (ウ) 避難所及び救護所の設置
 - ア) 住民の避難状況の確認
 - イ) 避難所の開設
 - ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請
 - (エ) 食料、物資の放出及び調達
 - ア) 備蓄物資の放出
 - イ) 関係団体、業者への調達手配
 - ウ) 他市町、県への応援要請
 - (オ) 水道、トイレ対策
 - ア) 上水道の被害状況調査
 - イ) 上水道の応急復旧
 - ウ) 被災者への給水
 - エ) 仮設トイレの確保、設置

9 職員の応援

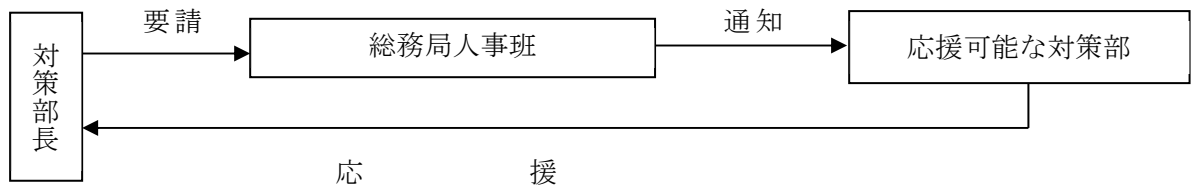
各現地本部及び本部対策部における災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、総

務局人事班に職員の応援を要請する。総務局人事班は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある本部対策部あるいは現地本部のうちから適当な人員を決定し通知する。

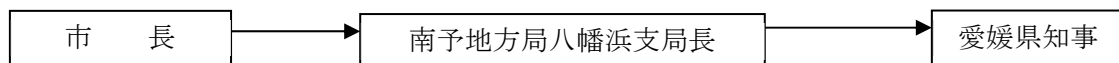
なお、災害対策本部内における応援でなお不足するときにあつては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまがないときは、直接、本部長が決定する。

その他応援に関する計画は、本編第24章「応援協力活動」に定めるとおりとする。

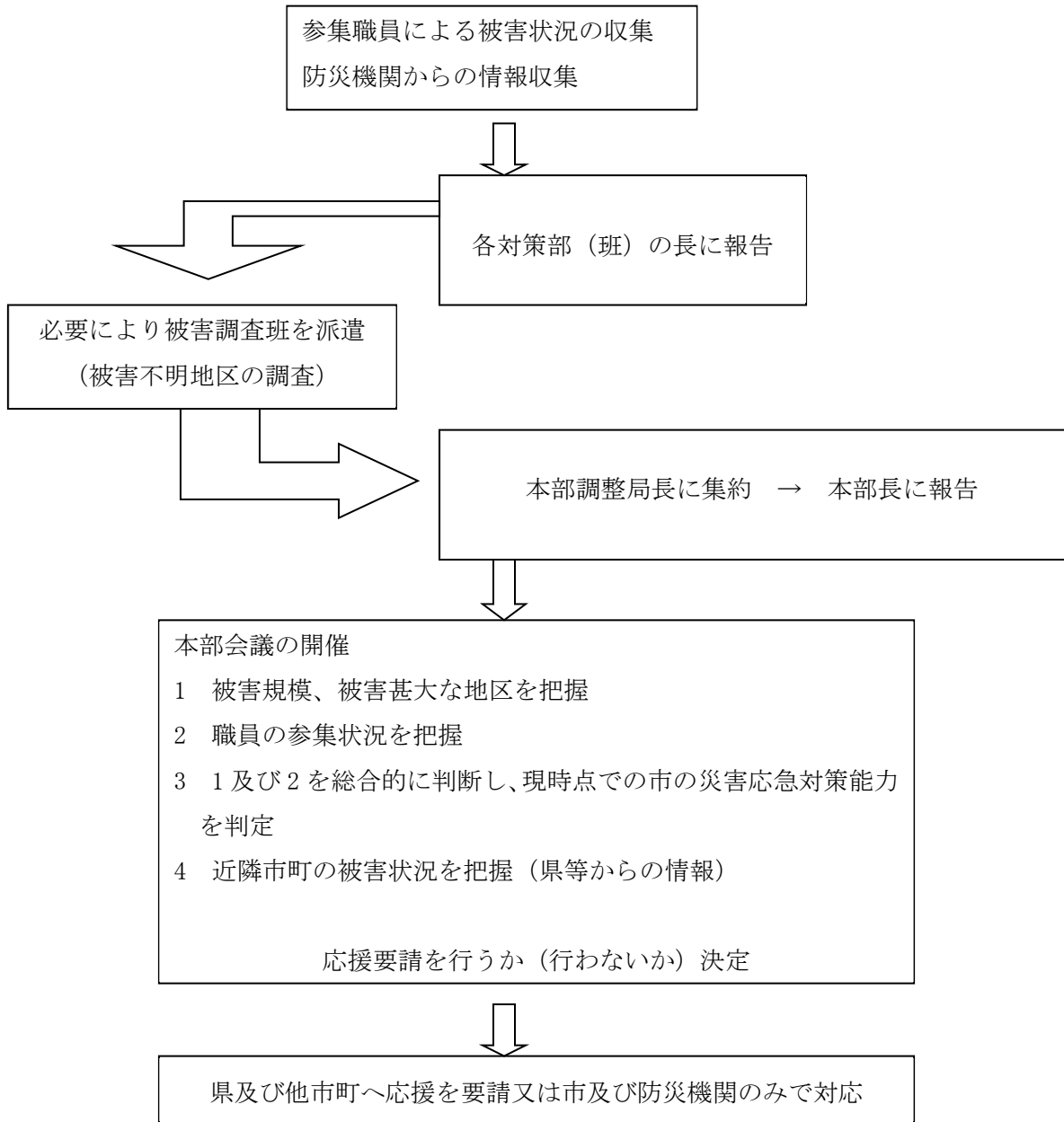
(1) 市内における応援要請系統



(2) 市内で不足する場合の県への応援要請



(3) 応援要請決定のフロー



10 本部職員の服装

本部長、副本部長、本部員、その他部員は、災害対策活動に従事するときは、防災服を着用する。

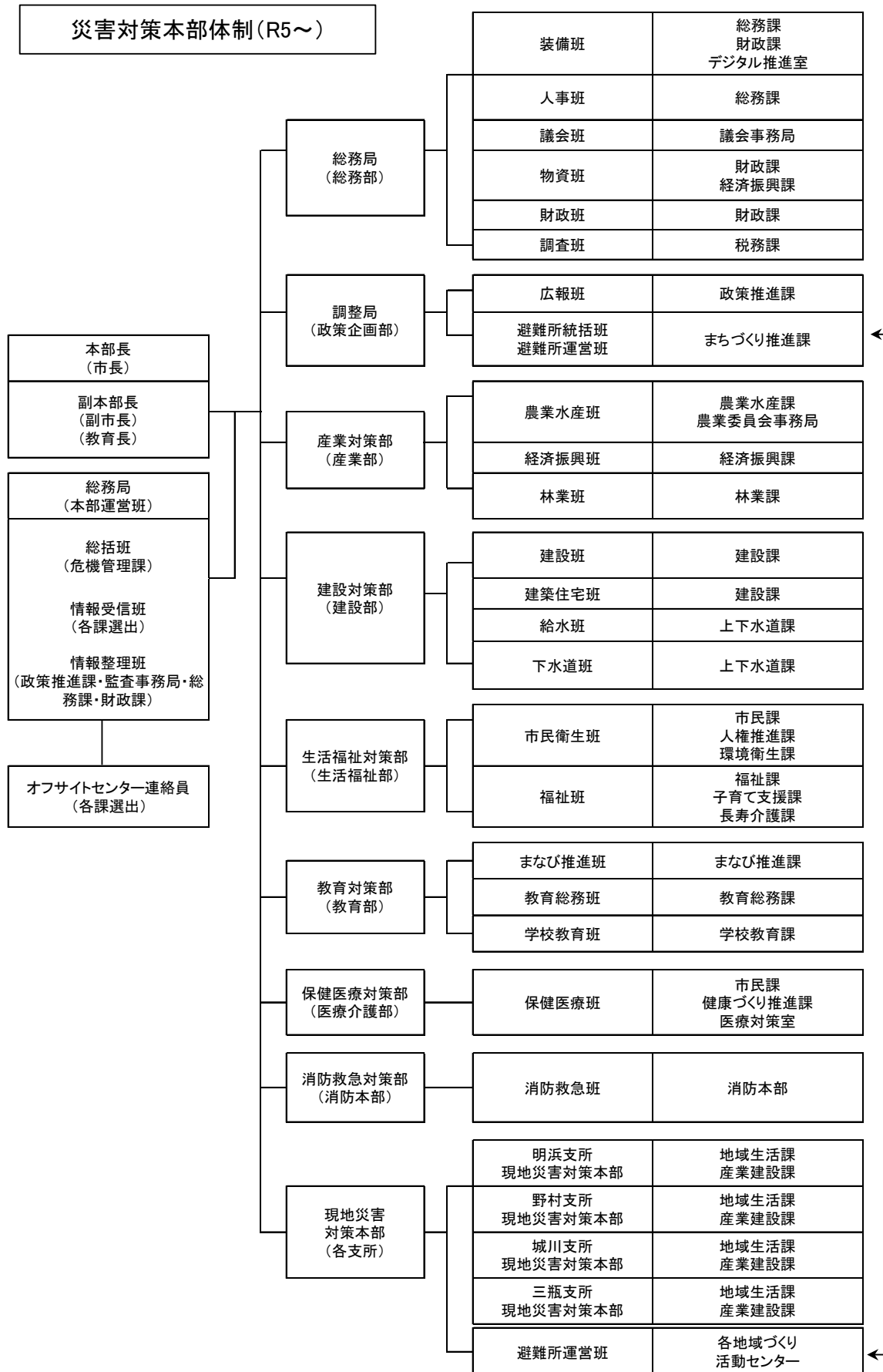
〈資料編13-1〉西予市災害対策本部条例

〈資料編13-2〉西予市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

〈資料編13-3〉災害対策本部組織体系図

〈資料編13-4〉災害対策本部統括指令室配置図

別表 1 西予市災害対策本部組織図



第2章 情報活動【総括班、情報受信班、情報整理班、広報班】

市及びその他防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

1 情報活動の強化

(1) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(2) 情報活動における連携強化

情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と南予地方局八幡浜支局と県災害対策本部（県災害警戒本部）の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。また、市災害対策本部は、必要に応じて警察署及び県南予地方本部から警察官及び県職員の派遣を受入れ、情報活動の連携強化を図る。

2 災害情報等の収集連絡

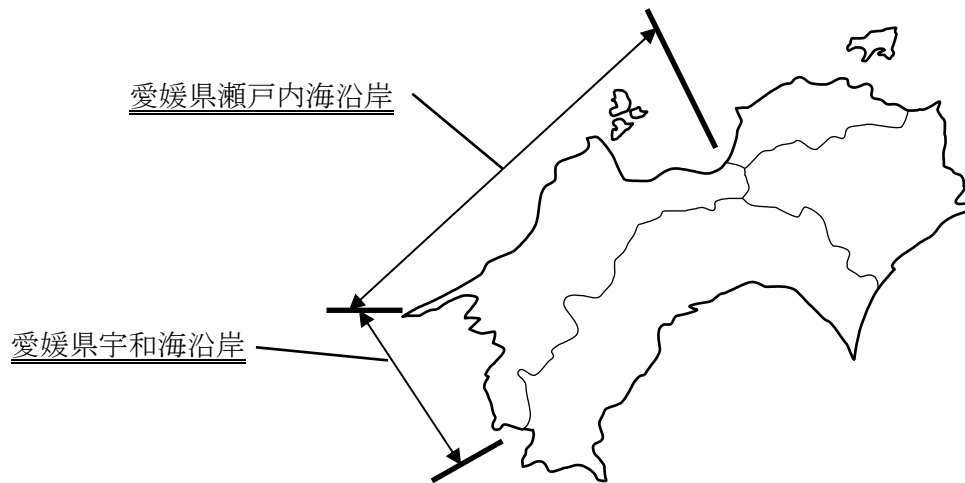
(1) 国（気象庁）の地震情報等

ア 地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については、特別警報に位置付けられる。

(ア) 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



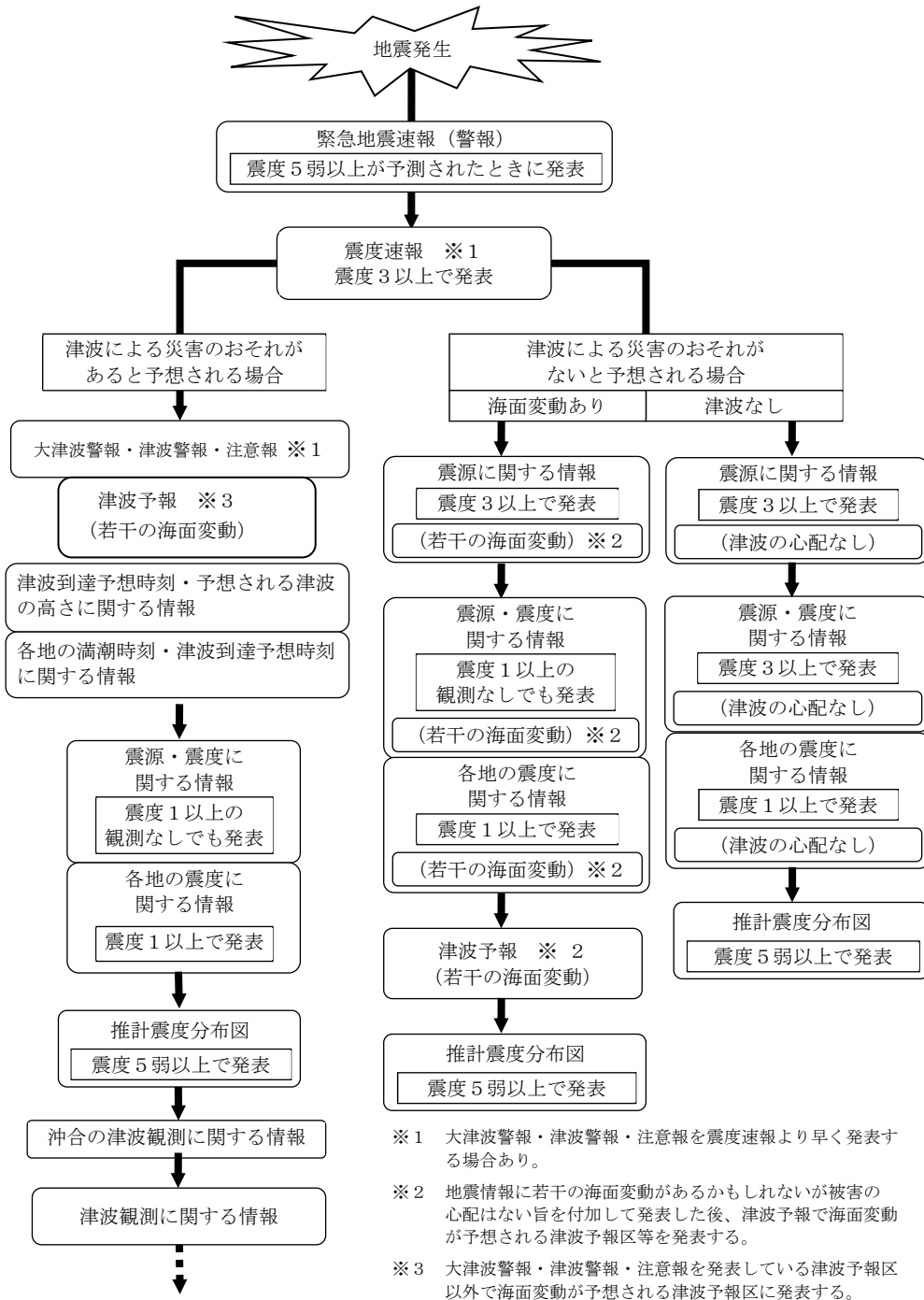
- (イ) 県内で震度1以上を観測した場合
- (ウ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- (エ) その他必要と認める場合

イ 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報及び地震解説資料で、内容については資料編「地震・津波に関する情報の解説」による。

ウ 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報

等の種類と内容」による。

(イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、市、県等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

オ 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は資料編「大津波警報、津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」のとおりとする。

(2) 地震情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、市災害対策本部（市災害対策本部設置前に置いては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(3) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

ア 被害状況

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、ただちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに市長に通報がなされるよう市地域防災計画において体制を整えておく。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 県への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

4 情報の伝達

市と県の間での情報の伝達は、県防災通信システムや県災害情報システムをはじめ、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、市で配備する衛星携帯電話などを活用する。

市は、市防災行政無線（同報系）、市ホームページ、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車又は自主防災組織等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への伝達を行う。なお、状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

5 報告及び要請事項の処理

(1) 市災害対策本部は、被害状況、要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度5強以上を観測した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を観測した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）に及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可

能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

（３）報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が２報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。

また、報告に当たっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

エ その他速報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告する。

(ア) 市災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。

(イ) 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。

(ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

(４) 防災関係機関は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。

■総務省消防庁への報告先

区 分		平 日（9：30～18：15） ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7569	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	79-048-500-90-49013	79-048-500-90-49102
	F A X	79-048-500-90-49033	79-048-500-90-49036

■愛媛県防災危機管理課への報告先

区 分		平 日	夜間・休日
N T T回線	電 話	089-912-2318 089-912-2335	同左
	F A X	089-941-2160	同左
県防災通信システム (地上系)	電 話	500-301～304 500-311～314 500-321～324	同左
	F A X	500-201～203 500-211～214 500-221～224 500-231～234	
衛星携帯電話	電 話	870-776397660	同左

■南予地方局八幡浜支局総務県民室への報告先

区 分		平 日	夜間・休日
N T T回線	電 話	0894-22-4111 0894-24-5288	同左
	F A X	0894-24-6271	同左
県防災通信システム (地上系)	電 話	505-22～24 505-31～34	同左
	F A X	505-21	
衛星携帯電話	電 話	870-776397663	同左

〈資料編 2 - 4〉 地震・津波に関する情報の解説

〈資料編 2 - 5〉 大津波警報、津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の
伝達系統図

〈資料編 5 - 1〉 災害発生報告様式

〈資料編 5 - 2〉 被害認定基準

〈資料編 5 - 3〉 中間報告・最終報告様式

第3章 広報活動【総括班、広報班】

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

1 広報責任者

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を本部調整局長の指示のもと、調整局広報班長が実施するものとするが、現地本部において、現地本部長が必要であると判断した場合には、本部長の承認を得て現地対策本部総務班長が実施する。

2 広報事項

市は、管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は次のとおりである。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波及び地震活動等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 緊急物資の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線(同報系)等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙やチラシの掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じての連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット(市ホームページ、市公式SNS等)、携帯電話等を活用した情報提供

4 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

5 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) 情報源と主な情報内容

ア ラジオ、テレビ、CATV、インターネット(市ホームページ、市公式SNS等)

知事、市長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

イ 市防災行政無線(同報系)、緊急速報メール、消防無線、広報車、スマートフォン向けアプリ

主として市内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じた連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン等

火災発生に通報

オ 市のホームページ

各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

6 広聴活動

市及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、各支所、指定避難所等に相談窓口を開設し、職員を配備する。

7 広報資料(写真)の収集

報告、記録、陳情用としての資料(写真)を収集する。ただし、交通途絶等により広報班を現地

に派遣できない場合は、あらかじめ消防団や自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

8 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

〈資料編6-1〉市防災行政無線の現況

第4章 災害救助法の適用【福祉班】

(風水害等対策編 第3編災害応急対策 第7章「災害救助法の適用」を準用)

第5章 避難活動【総括班、消防救急班、避難所統括班、避難所運営班、福祉班、保健医療班】

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市等は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

1 避難指示等

震災時に同時多発の火災が発生し、拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

なお、避難指示の解除にあつては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難指示等の基準

ア 市長

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。

また、市内において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の住民等に対し、緊急安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、市長は、直ちに県南予地方本部八幡浜支部を通じて知事(県災害対策本部長)に報告する。

イ 警察官又は海上保安官

市長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民に対して避難の指示又は緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示、又は緊急安全確保措置の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、被害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じる。

(2) 避難指示等の内容

高齢者等避難又は避難指示等の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(3) 避難指示等の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は、対象地域の住民に対して、市防災行政無線（同報系）緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、市長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

(4) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

- (ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。
- (ウ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。
- (イ) 市長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 指定行政機関等による助言

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について、助言を求めることができる。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的

な助言等を活用し、適切に判断を行う。

2 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は警察官の誘導のもと、原則として次により避難する。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

（1）避難指示等が発令された要避難地区で避難を要する場合

- ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の被害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所へ避難する。
- エ 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、当該避難場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

（2）その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

（3）避難の誘導

避難の誘導は、市職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に行う。避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、舟艇等により行う。

（4）広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合は、市長は、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、避難者移送（避難のための移送）を要請する。

（5）携行品の制限

避難誘導者は、住民に対し、携行品を必要最小限度に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難道路の確保

市は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

4 指定避難所等の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、受入れを必要とする避難者の救助のために指定避難所等を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受入れにあたっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、避難生活の運営にあたっては、要配慮者や被災時の男女や子どものニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(2) 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、避難者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。開設にあたっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市は、市地域防災計画に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- (ア) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。
- (イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - ア) 学校、体育館、地域づくり活動センター等の公共建築物
 - イ) あらかじめ協定した民間の建築物
 - ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織が設置するものを含む。）
- (ロ) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れするための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
- (ハ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。
- (ニ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

(4) 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(5) 指定避難所等の運営

- ア 市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的運営に関与する時期に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。
- イ 指定避難所等には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ウ 避難生活の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。
- エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- オ 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は、要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 市は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、

暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。

- ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ケ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女や子どものニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- シ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- ス 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- セ 指定避難所等の運営にあたっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- ソ 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

5 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。その際、女性の参画促進に努める。また、必要により警察官の配置を要請する。

6 指定避難所等における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所等に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 避難者の受入れ
 - イ 避難者に対する食料、飲料水の供給
 - ウ 避難者に対する生活必需品の供給
 - エ 負傷者に対する医療救護
 - オ 津波・火災等の危険状況の確認及び避難者への情報伝達
 - カ 避難者の掌握
 - キ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ
- (2) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難者に対する応急の救護に協力する。

7 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について国に助言を求める。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

8 避難状況の報告

市災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、南予地方局八幡浜支局を經由して県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れられている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居

場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

9 住民及び自主防災組織による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、住民及び自主防災組織は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- (1) 家から最も近い指定緊急避難場所や指定避難所を2箇所以上確認しておき、そこに至る経路も複数の道路を設定しておく。
- (2) 津波が発生したときに、直ちに避難できる高台を確認しておく。この際避難に介助の必要な者がいる場合は、協力について日頃より要請をしておく。
- (3) 避難路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (4) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、避難路にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。

10 集団疎開

希望者には、被災地外の安全でライフラインも寸断されていない指定避難所等で生活できるよう、集団疎開を検討する。このため市は、隣接する市町及び県と具体的に広域避難の相互応援協定について検討しておく。

11 災害救助法に基づく措置基準

避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編10-1〉 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〈資料編10-2〉 指定避難所一覧

〈資料編10-3〉 指定緊急避難場所一覧

〈資料編10-4〉 福祉避難所一覧

第6章 緊急輸送活動【総括班、消防救急班、装備班】

（風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第9章「緊急輸送活動」を準用）

第7章 交通応急対策活動【総括班、建設班、農業水産班、林業班、消防救急班】

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど路上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として海上輸送路を確保する。

また、海上においても応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

1 陸上交通

(1) 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のために車両を使用しない。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

(2) 陸上交通確保の基本方針

ア 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

- イ 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- ウ 道路管理者は、その管理する道路について、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の被損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに警察署長に連絡し二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限又は迂回等の応急対策を講じる。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- エ 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- オ 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

(3) 交通規制の実施

ア 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、警察署及び道路管理者は、緊密な連携のもと、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

イ 緊急輸送道路確保のための交通規制

- (ア) 県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。
- (イ) 公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- (ロ) 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (ハ) 県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- (ニ) 県警察は、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。
- (ホ) 県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- (ヘ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。
- (コ) 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に

限り、消防用緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(ク) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(4) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開等の代行を国土交通省に要請する。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

エ 障害物等の除去及び集積

(ア) 路上における著しく大きな障害物等の道路啓開による除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。(本編第23章「障害物の除去」参照)

(イ) アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に集積する。また、適当な集積場所がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

オ 警察官等の措置命令

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(イ) アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) ア及びイを、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定に

より派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

- (エ) ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

カ 道路管理者等の措置命令

- (ア) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- (イ) アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

緊急輸送にあたっては、知事または公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受けて掲示又は携行させる。

市は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、確認された場合には、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書が交付させる。

(6) 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 海上交通

(1) 海上交通の規制

ア 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。

イ 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

ウ 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海上交通確保の措置

ア 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努める。

イ 海上自衛隊等に対する支援要請

油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要があると認める場合は、知事に応援を要請する。

〈資料編9-2〉 緊急輸送道路

〈資料編9-3〉 緊急通行車両の標章並びに証明書

〈資料編12-1〉 市内土木工事業者一覧

第8章 消防活動【消防救急班】

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市、県はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

1 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、また、八幡浜地区施設事務組合八幡浜消防署第三分署と協力し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び西予警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏えい等により被害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

(ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性がある

ため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。

- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、出血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (ロ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (ハ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番・駐在所）、自治会集会所等において備蓄している救急救助機材等を活用し、各地域在住の市職員及び消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (ニ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

（2）消防団の活動

消防団は、地震災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

（3）職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 事業所の活動

（1）火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

（2）火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の住民等に対し、避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関又は消防団等に電話又は駆け付ける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

〈資料編15－5〉愛媛県消防広域相互応援協定

〈資料編15－6〉愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第9章 水防活動【総括班、建設班、農業水産班、林業班、消防救急班】

地震による洪水に対する水防活動は、西予市水防計画の定めによるが、その概要は次のとおりである。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の住民、滞在者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、西予警察署長にその旨を通知する。

- (2) 水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

2 水防活動の応援要請

(1) 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の住民又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

(2) 警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認められるときは、西予警察署長に対して警察官の出動を求める。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者（市長）は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。

(4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、また水防管理者（市長）は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に災害派遣を要請する。

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編4-6〉水防資機材保有状況一覧

〈資料編4-7〉水防計画

〈資料編13-2〉西予市災害対策本部要綱

第10章 人命救助活動【総括班、消防救急班】

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市、県はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助活動を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、自衛隊、警察、消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。
- (4) 県は、救出活動に関する応援について、市町間の総合調整を行う。
- (5) 市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について、総合調整を行う。
- (6) 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (7) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 市の活動

- (1) 職員を動員し、負傷者等を救出する。
- (2) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し、救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 市等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。
- (4) 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

3 消防機関の活動

震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、市消防本部及び消防団は、多数の

負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、市医師会、日本赤十字社愛媛県支部、西予警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

また、市等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

4 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の救護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地 ・ ・ ・ ・ ・ 火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ ・ ・ ・ 崖崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域 ・ ・ ・ ・ ・ 津波

イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であることから、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し、地域における救出活動を行う。

(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

6 災害救助法に基づく措置基準

災害にかかった者の救出については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編7-1〉医療機関等収容施設一覧

〈資料編8-1〉緊急物資備蓄一覧

〈資料編8-2〉物資等の一時集積場所一覧

〈資料編10-1〉災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

第11章 死体の搜索・措置・埋葬【消防救急班、保健医療班、市民衛生班、福祉班】

(風水害対策編 第3編災害応急対策 第15章「死体の搜索・措置・埋葬」を準用)

第12章 緊急物資等の確保・供給【物資班】

1 食料の確保・供給

市及び関係機関は、地震災害時において、被災者の食生活を保護するため、食料の確保及び供給を積極的に行うとともに、炊き出し等を実施する。また、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、企業や民間団体との応援協定の締結を促進する。

2 生活必需品等の確保・供給

地震災害時に被災者の生活安定のため被服、寝具、生活必需品その他の物資について、その確保と支給を積極的に行う。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女や子どものニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

さらに、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。併せて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第16章「緊急物資等の確保・供給」を準用)

第13章 飲料水の確保・供給【給水班】

地震災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第17章「飲料水の確保・供給」を準用)

第14章 医療救護活動【保健医療班、消防救急班】

地震災害時の被災者の特徴として、予期せぬ地震発生のため、建物の倒壊等により同時に大量の傷病者が発生することが想定される。こうした事態が起きた場合には、傷病者の傷病程度を判定し、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージの実施が重要となってくる。

このため、市、県及び市医師会等関係機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

なお、医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

（風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第18章「医療救護活動」を準用）

第15章 防疫・保健衛生活動【保健医療班、市民衛生班、給水班、下水道班】

地震災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

（風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第19章「防疫・保健衛生活動」を準用）

第16章 廃棄物等の処理【市民衛生班、下水道班】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第20章「廃棄物等の処理」を準用)

第17章 動物の管理【市民衛生班、農業水産班】

地震災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第21章「動物の管理」を準用)

第18章 障害物等の除去【建設班、農業水産班、林業班、市民衛生班】

地震災害により発生した土石、木材等の障害物については、各関係機関において除去し、日常生活の確保に努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第22章「障害物の除去」を準用)

第19章 応急住宅対策【建築住宅班、福祉班】

地震災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れするための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第23章「応急住宅対策」を準用)

第20章 被災建築物に対する応急危険度判定等の実施【建築住宅班、建設班】

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震活動等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 市及び県は、(公社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

第21章 帰宅困難者への対応【総括班、避難所統括班、避難所運営班】

市、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 市及び県は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第22章 要配慮者に対する支援活動【福祉班】

地震災害時には、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第24章「要配慮者に対する支援活動」を準用)

第23章 孤立地区に対する支援活動【総括班、消防救急班】

地震災害時に孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第11章「孤立地区に対する支援活動」を準用)

第24章 応援協力活動【総括班、人事班】

大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、市は、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第25章「応援協力活動」を準用)

第25章 ボランティア等への支援【福祉班】

大規模な地震災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第26章「ボランティア等への支援」を準用)

第26章 自衛隊への災害派遣要請【総括班】

地震による大規模な災害が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市及び関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣要請を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第27章「自衛隊への災害派遣要請」を準用)

第27章 通信施設の確保及び放送事業者の活動【総括班、装備班】

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、市、県及び各防災関係機関等は、代替施設の確保等効果的な応急対策を実施する。

災害時の無線局運用にあたっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことのないよう努める。

また、放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠なものであるため、放送事業者は、津波警報や被害情報等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、発災後も円滑に放送できるよう被害防止措置を講じるものとする。

1 市防災行政無線

市に設置する防災行政無線（同報系）の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努めるとともに、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

2 県防災通信システム

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）施設に障害が発生した場合、予備機切り替え等により回線を確保し、保守要員による速やかな復旧措置を講じる。
- (2) 県防災通信システム（地上系・衛星系）施設の障害に対し、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

3 放送事業者

- (1) 大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報及び津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検及びその他の被災防止措置を講じる。

〈資料編6－1〉市防災行政無線の現況

第28章 ライフラインの確保【総括班、装備班、給水班、下水道班】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、県及び国は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

1 水道施設

市は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

(1) 管渠

周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3 電力施設

電力事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

(1) 災害対策組織の編成

電力事業者は、震災時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

(2) 電力供給の確保

電力事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

(3) 他電力会社間の電力融通

震災時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

(4) 災害時における広報

電力事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

(5) 対策要員等の確保

電力事業者は、防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(6) 災害復旧用資機材の確保

電力事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(7) 広域応援体制の確立

電力事業者は、対策要員や復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

(8) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(9) 設備の応急復旧

電力事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明らかにするよう努める。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

4 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等に関

係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社

震災時には、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

ア 通信の非常疎通措置

- (ア) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。
- (ウ) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (エ) 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。
- (オ) 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

イ 通信の途絶措置

- (ア) 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。
- (イ) 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。
- (ウ) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

ウ 被災地の情報伝達支援

- (ア) 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。
- (イ) 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

エ 設備等の応急復旧

- (ア) 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。
- (イ) 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、NTT西日本四国事業本部で約200名（NTT西日本四国支店で約60名）程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。
- (ウ) アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

(2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとる。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

- ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。
 - イ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。
- (4) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
- ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
 - ウ 災害用伝言板サービスの提供

5 ガス施設

- (1) LPガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) LPガス利用家庭に対しては、広報車等によりガス栓の閉止と安全使用の周知徹底を行う。

6 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「風水害対策編 第3編 災害応急対策第20章 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第29章 公共土木施設等の確保対策【総括班、装備班、建設班、農業水産班、林業班、経済振興班】

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、市が協定を締結している建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路及び公共土木施設の状況等の情報を提供する。

1 道路施設

道路管理者は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開等の代行を国土交通省に要請するものとする。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じるものとし、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮棧橋の設置など早期に通行の確保が図られるよう必要な措置を講じる。

2 海岸保全施設

海岸管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予想されるため、土のうや矢板等により応急に締め切りを行い、水防管理者と連携し排水ポンプ車等を配置するなど内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の破壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締め切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

4 砂防等施設

砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、地震活動や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置やビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

砂防施設が損壊したり、二次災害のおそれがある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに市へ状況の連絡を行う。

5 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）や、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、地震活動や豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれがある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。

さらに、避難等が必要な場合には、速やかに市へ連絡を行う。

6 港湾施設

港湾管理者は、地震後、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じる。

また、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

7 漁港施設

漁港管理者である市は、地震後直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。

また、漁港区域の航路等については、沈没船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

8 鉄道施設

(1) 応急復旧及び復旧対策

- ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- ウ 早期の運転再開を期するため、復旧工事を行う業者に協力を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- エ 非常緊急に関わるものの輸送を速やかに行う。

(2) 旅客等への広報

- ア 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送して混乱の防止を図る。
- イ 駅長は災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等についての放送等を行う。

(3) 避難誘導

- ア 乗務員は、列車又は線路建造物等の被害による危険が大きいと予測される場合や沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した場合は、旅客を安全な場所に誘導する。
- イ 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないように努めるとともに、消防機関等への早期通報を行う。

9 ため池及び用水路

(1) 被害状況の把握

市及びその他の施設管理者は、ため池及び用水路の被害状況を調査し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否を判断し関係機関に報告する。

(2) 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長、警察署長及び消防署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに、迅速に応急措置を講じる。

10 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

庁舎等の管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

11 情報システム

市、県及びその他関係機関は、地震災害時の情報システムの確保対策として、次のような措置

を講じる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

12 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所や避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

〈資料編3-1〉地すべり防止区域指定箇所一覧

〈資料編3-2〉土石流危険溪流一覧

〈資料編3-3〉急傾斜地崩壊危険箇所一覧

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編3-5〉土砂災害（特別）警戒区域一覧

〈資料編3-6〉山地災害危険地区一覧

〈資料編3-7〉防災重点ため池一覧

第30章 危険物施設等の安全確保【消防救急班】

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

(1) 関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

(2) 火災の防御は、市消防本部が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じて、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事(南予地方局防災対策室又は消防防災安全課)、警察官及び消防等関係機関に通報する。

(2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいの恐れがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県(環境・ゼロカーボン推進課)を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 毒物劇物貯蔵施設

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対

し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

(1) 事業者の活動

火薬庫が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

(2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

〈資料編11-1〉危険物許可施設一覧

第31章 応急教育活動【教育総務班、学校教育班、まなび推進班、避難所統括班、避難所運営班】

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策計画 第34章「応急教育活動」を準用)

第32章 社会秩序維持活動【総括班、広報班】

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市、県及び県警察は、関係機関、団体等と協力して人心の安全と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

1 住民への広報

市は、各種情報の不足や誤った情報等のため、市内に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

市は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

4 県警察の活動

(1) 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上も含む。）におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 警察署等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受付けなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

(2) 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救援活動等を行う関係機関に対し、可能な限り協力する。

第33章 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等 【総括班】

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、市、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

(2) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、状況に応じて速やかに災害対策本部または災害警戒本部に移行できるよう、関係部局に対する連絡等、所要の準備を行う。

また、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担を定め、連絡体制を構築するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、これを踏まえ、災害対策本部の設置及び災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。

また、1週間経過の後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

イ 市は、関係部局による今後の取組を確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

（ア）関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

(4) 住民に呼びかける今後の備えの例

- ア) 家具の固定の確認
- イ) 避難場所及び避難経路の確認
- ウ) 家族との安否確認手段の確認
- エ) 非常持出品や家庭における備蓄の確認

ウ 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担を定め、連絡体制を構築するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

なお、情報の収集体制等については、本編第2章「情報活動」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

ア 市は、国からの指示が発せられた場合において、沿岸域の住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を検討する。

イ 市は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を検討するものとする。

ウ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及

び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

- エ 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておく、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- オ 県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- カ 指定避難所の設置および運営は、本編第5章「避難活動」に準ずる。

住民事前避難対象地域と避難所

事前避難対象地域は、「30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を含む行政区」を「高齢者等事前避難対象地域」に設定。

※地盤沈下や堤防等の破壊等による海水流入等、津波以外の要因による浸水も対象。

対象地区		避難施設
明浜町	狩浜地区、渡江地区、俵津7区	宇和高等学校体育館
	高山6区	高山地区体育館
三瓶町	2区4組、3区5組、5区1組、垣生10組	宇和中学校体育館
	有太刀3組、下泊神子の浦1組	石城小学校体育館
	二及地区	二及地区体育館

※但し、上記の各地域の中でも、西予市が設定する津波浸水想定地域に限るが津波浸水想定地域外の地区住民

においても不安のある方は西予市の設定する避難所への受け入れが可能。

(6) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を検討するものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(7) ライフライン関係事業者の活動

必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者のとりえる応急対策については本編第28章「ライフラインの確保」に準ずる。

(8) 交通

ア 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表

された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにする。

イ 海上

港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

また、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

ウ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(9) 市自らが管理等を行う道路その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、港湾施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

また、指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ) 出火防止措置

オ) 水、食料等の備蓄

カ) 消防用設備の点検、整備

キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の点検、整備

ク) 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ) 港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - エ) 学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法及び事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - オ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法及び事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- (ア) 災害対策本部又は現地対策本部が設置される庁舎は、アの（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - (イ) 市町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
 - (ウ) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。
- ウ 工事中の建築物等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講じるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

- ア 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行うものとする。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常体制に移行するものとする。

イ 市は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

(ア) 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

(イ) 住民に呼びかける今後の備え

- ア) 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- イ) 避難場所及び避難経路の確認
- ウ) 家族との安否確認手段の確認
- エ) 非常持出品や家庭における備蓄の確認 等

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害に関する会議等の設置運営方法等を定めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害 応急対策に係る所要の準備を終了し、関係機関にその旨を連絡する。

6 南海トラフ臨時情報防災対応マニュアルの策定

市は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合に、「より安全な防災行動を選択」という考えのもと、災害対策（警戒）本部の設置のほか、事前避難の発令範囲や伝達方法、

住民への周知啓発等の後発地震に備えた事前対策の基本的事項については「南海トラフ臨時情報 防災対応マニュアル」の定めるところによる。

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

また、市、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害による被害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、市、県の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動について、災害対策本部又は災害警戒本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 激甚災害の指定

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

2 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害による被害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤のゆるみにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講じる。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにする

よう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道、都市公園施設については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 地域コミュニティの拠点施設である集会所施設等については、市独自の補助金により復旧支援に努める。
- (9) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

3 災害廃棄物の処理

大規模な地震被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4 都市の復興

都市計画区域内の市街地が被災した場合、災害に強い都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、復興の基本方針を定めるとともに、必要に応じて復興計画を策定し、市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

市は各機関と協力し、被害状況の調査を行い、県に報告する。

(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(3) 都市復興計画の策定

県の都市復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。

(4) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

〈資料編12-3〉局地激甚災害指定基準

第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら、被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第2章「復興計画」を準用)

第3章 災害復旧資金計画

災害からの速やかな復旧を図るため、市は、災害時における復旧資金計画を作成する。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第3章「災害復旧資金計画」を準用)

第4章 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点をおきながら、住民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第4章「被災者等に対する支援」を準用)

第5章 事前復興

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害の復興においては、広範囲で甚大な被害が発生したことから、被災自治体では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要した。

復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要な基礎データの未整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる人材の不足、復興体制の早期整備等が挙げられる。

大規模災害時、行政機能が麻痺した状況にある中で、災害応急対応を行いながら復興に着手することは非常に困難であり、このことは被災者の生活・生業の復興の遅れにつながることになる。

これは、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害時にも同様の事態が生じる懸念がある。また、平成30年7月豪雨からの復興においても、当市において事前の体制準備等の知見等が不足していたため、多大な労力と時間が必要となった。

これらのことから、市は南海トラフ巨大地震等大規模災害からの早期復興を進めるために、過去の災害から復興まちづくりの課題・教訓を踏まえて、市及び県、関係機関、市民協働による「事前復興計画」を策定し、推進するものとする。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第5章「事前復興」を準用)